

平成30年第4回  
城里町議会定例会会議録 第2号

平成30年12月5日 午前10時00分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
教育長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	大曾根直美
総務課長	河原井明
町民課長	柳橋司朗
財務課長	高堀義美
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	山口利春
長寿応援課長	阿久津忠昭
福祉子ども課長	増井栄一
農業政策課長	皆川尊志
都市建設課長	鯉渕和己
下水道課長	山崎秀樹
会計管理者（会計課長）	小林正雄
水道課長	高瀬浩文
農業委員会事務局長	山口成治
教育委員会事務局長	小林克成

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	藤 田 真 紀

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 2 号

平成30年12月5日（水曜日）

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

---

午前10時00分開議

議員の出欠

○議長（小坏 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

---

開議の宣告

○議長（小坏 孝君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
なお、説明のため、町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

傍聴人は5名を許可いたしました。

---

議事日程の報告

○議長（小坏 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事

日程第2号のとおり議事を進めたいと存じます。

---

## 一般質問

○議長（小坪 孝君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

傍聴人2名を許可いたしました。

それでは、通告第1号、4番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可します。

4番藤咲芙美子君。

さらに傍聴人1名を許可いたしました。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 通告に従いまして、4番、藤咲芙美子、質問いたします。

まず初めに、後期高齢者の健診についてお伺いいたします。

これまで3回、後期高齢者の健診について質問を行ってきました。75歳以上という年齢に達しただけで追加健診が有料になり、人間ドック補助が全くされない全額自己負担となっていました。年齢で差別をするものではないと私は思っています。

追加健診では、片眼だけであった検査が両眼のほうで疾病を見つけやすいからふやしたようです。これが金額1,750円から400円の増加になり、2,150円になりました。健診協会から要求されたから、そのままお年寄りに自己負担増を追加したとのことでした。

お年寄りも、いつまでも健康でありたいと願っています。当町でも負担増になって、受診する方が増えているとのこと。うれしくは思っております。他市町村のように補助が受けられればもっと受診率が増えるのではないのでしょうか。

高齢者は年金暮らしで低所得者層がほとんどです。低所得層にこそ手を差し伸べることが町の温かさではないのでしょうか。自分の健康を守ることで生き生き暮らせるものです。国や広域連合からの補助がおりないから町では一切出せないというのは、町長が言う住みよいまち、住んでいてよかったというまちにはならないのではないのでしょうか。町長の施政方針に反するのではないのでしょうか。高齢者の追加健診の無料化、または減額を求めたいと思います。

人間ドックの補助についても同様です。人間ドックや脳ドック健診を受けることで早期発見だけでなく、健康状態をチェックすることにより、日ごろの健康管理や生活習慣の改善に大きな効果があります。近隣の市町村では、特定健診の対象者と後期高齢者医療制度加入の方に対し、市町村から2万円前後の補助で公平に人間ドック・脳ドック健診が受け

られています。高齢者がこの町で人間ドックを受けようとする、約4万円の自己負担をしなければなりません。

人間ドック健診については、平成32年度から国から広域連合に補助がおりなくなることは、9月の決算委員会で答弁がありました。31年度までは人間ドックに国から補助が出ていることとなります。この補助を利用し、高齢者への人間ドック健診に補助を出すことができるのではないのでしょうか。今まで国の補助がどこにどのように使われていたのでしょうか。国から補助が出て出なくても、自治体に住民として籍を置いている間は、市町村は住民の健康と福祉の向上に努めなければならない役割があると私は思っております。

これから後期高齢者が多くなっていきます。健診で早期発見ができるようになれば、医療費削減にも貢献できます。後期高齢者への追加健診料金の減額もしくは無料化を、人間ドック健診の特定健診者並みの補助を受けられるよう求めます。

1回目の質問です。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、4番藤咲議員のご質問に回答をさせていただきます。

3回目の質問ということで、本当に熱心にこの問題に取り組まれているということで敬意を表したいと思います。

後期高齢者の方への健診事業につきましては、無料の一般健診を現在行っているところであり、議員ご指摘の追加健診の助成につきましては、個人が要望する任意の検査項目であることから、負担軽減につきましては今後の検討課題とさせていただきます。

また、高齢者の人間ドック補助については、城里町ではご指摘のとおり75歳以上の方への人間ドックは実施していない状況ではありますが、今後、近隣自治体の状況を踏まえ、来年度予算へ向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） 答弁ありがとうございます。

今後検討していただけるということですので、ぜひともお願いをしたいと思います。

10月の委員会での質問では、追加健診について聞いたときに、健診事業が32年度から廃止になってしまうからということで、町でも今後検討いたしますという答弁がありました。そういうことについては検討をしていただけるのかなと思っております。ただ一般健診の追加健診については、継続できていっていただけるのかなと思うんですが、ぜひ減額、もとの1,650円かもしくは無料にするとか、何とか町で補助していただけないかと思っております。そんなに大きな金額にはならないと思っております。

さらに人間ドックについてなんですけれども、この件についてもやっぱり全額負担とい

うのは、どうしても年金暮らしの高齢者にはとってまぬい切れぬものです。しかし、死ぬまで健康で生きたいという人間の気持ちは、本当に私もわかります。いつまで健康でいられるかわかりませんが、本当に生きている間は健康でいたいというのが人間の気持ちはです。高齢者であっても年齢で差別されるようなことのないように、ぜひ人間ドックに補助をしていただけるようお願いを申し上げます。

検討いただけるということですので、3回目の質問は行いませんので、ぜひいい方向への検討をよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

町民センターの入札、契約についてなんですけれども、お伺いをいたします。

このグラウンドの維持管理については、既に業務は行われています。しかし、この事業の入札・契約にかかわる問題は、まだ未解決なところがあります。すなわちこの入札・契約が適正に行われたかどうかという問題です。城里町にとって2,500万円の契約は多額のもので、町民の暮らしや福祉にかかわる経費がその分削られることとなります。それだけに、その事業が城里町及び町民にとって適切か、支出にかかわる事務運用が適正かという問題に神経をとがらせなくてはなりません。

七会中学校跡地のグラウンド芝の維持管理の問題は、昨年11月、水戸ホーリーホック社長から町長宛てにお願いの文書が届けられました。その内容は、グラウンドの芝管理の委託については〇社を委託してください、委託料は2,500万円になります、委託料には芝刈り機などの機器を持ち込んでいただくことを条件としています、〇社は委託していただいた場合は、弊社ホーリーホックのグラウンド使用料をこれまでの500万円に300万円を上乘せします、〇社が委託業者として選定されたら、芝刈り機をお願いいたします、芝刈り機は設備投資なので、〇社との契約は5年にしていただきたい、また、公用車、軽トラダンプを配置してほしいなどという内容の水戸ホーリーホック社長のお願いに対して、上遠野町長は11月30日付の文書できっちり返答をしています。

芝生の維持管理費は、町民にとって巨額の出費です。2,500万円の契約ですから、通常なら一般競争入札で行われるべきですが、この入札契約は随意契約によって行われました。一般競争入札であれば、もっと安価で契約ができた可能性もありました。しかし、そうはなっていません。

私は、随意契約になった事由について、いろいろ執行部から説明を受け、質問に対して回答もいただきました。議会に地方自治法施行令第167条の2第1項2号には、競争入札に適しないものは随意契約ができると執行部から説明されました。その条文については私も確認しましたが、城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第42条第1項第1号というのは町のホームページの例規集には載っていないので、条文が確認できませんでした。

通常、規程というのは執行部内部における内規のようなもので、事務処理上、必要な事

項を定めるものとされています。その内規を随意契約の法的な理由として出されるのは無理があるのではないかと思います。私が本文を読もうと例規集を幾ら探しても見つからない理由がそこで判明いたしました。城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程というのは、例規集に記載する性質のものではなく、あくまでも事務方の手続上の基準だとわかりました。

この件で一般競争入札から随意契約となって、現在の〇社と契約するに至った最大の契機は、平成29年11月24日付の水戸ホーリーホック社長から町長へのお願いとそれへの返答をした11月30日付の町長の文書だったのではないかと私は考えます。この文書は町長自身が起案したものだと聞いております。もともと一般競争入札を予定したのに、ホーリーホック社長からのお願いによって、また町長みずからが起案した返事をきっかけに随意契約の方向に傾いていったことはなかったでしょうか。だとしたら、町の発注するグラウンドの芝管理の業務が大きくゆがめられたこととなります。その点について、町長はどのように認識されているのかお聞きしたいと思います。お答えください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） また資料の配付をしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（小唄 孝君） はい。

○町長（上遠野 修君） 配付資料をお願いします。

〔資料配付〕

○町長（上遠野 修君） それでは、回答をさせていただきます。

先日、11月25日ですが、七会中学校の跡地、アツマーレにおきまして常北サッカー少年団による主催の少年サッカー大会の決勝が行われました。100名を超えるサッカー少年が集まって、すばらしい芝のグラウンドで大会ができたということで感動されておりまして、私も感謝の言葉を多くの保護者からいただくことができました。

その日、私もグラウンドへ行ってみましたが、一面真っ青な芝生が見事な状態で管理されており、やはり今年の前に行った判断というのは間違っていなかったと、一番難しい最初の1年の芝生の管理を適正な価格で見事な品質管理でやり切ったということで、大変誇らしく思っているところであります。

また、1年間かなりの頻度での使用がありましたが、水戸ホーリーホックからもすばらしい品質管理だったということで一件のクレームもなく、そして過去最高の順位と過去最高の勝ち点で今シーズンを終えることができたのは、すばらしいアツマーレという環境を与えられたので、この躍進の原動力になったということで先日、社長からも深く謝辞を受けたところであります。そういった意味で、結果として適切な業者選定ができたということで、誇らしく思っているところであります。

さて、契約の法的な根拠について、アツマーレの芝生管理業務契約が適切であるという

根拠について、3点資料に沿って説明させていただきたいと思います。

まず、1点目が左側の□で、随意契約は認められるということであり、これは藤咲議員からの質問にもありましたが、理由としましては、特殊な技術や機器を必要とするとき、業務の性質や目的が競争入札に適さないとき、こういうときには随意契約ができるというふうに法令上、規定されております。

根拠条文について、次のページをご確認ください。1枚めくっていただきたいと思います。

丁寧に関係法令をなぞってまいります。

まず、こういった法的な根拠を確認するときには、上位にある法令を確認し、政令を確認し、政令に書いていないことは町の内部の規程を確認するという形で、法令上、間違っていないかというのを順に追っていくわけであり、

まず、最上位にあるのが地方自治法でございます。地方自治法234条、売買、賃借、請け負い、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法により締結するものとするということで、随意契約ができるということが、まず最初に記されております。

2、前項の指名競争入札、随意契約またはせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるということで、政令で定める場合できるよというふうに書いてありますので、次に政令を確認していくことになります。

イ、地方自治法施行令、抜粋、随意契約とあります。167条の2、地方自治法第234条第2項の規定により、随意契約ができる場合は、不動産の買入れ、または借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用されるために必要な物品の売り払い、その他の契約でその性質、目的が競争入札に適しないものとするときということで、価格競争に適しないものについては随意契約ができますよというふうに地方自治法施行令であるわけです。つまり、価格競争で業者を選ぶことが適さない場合と、ここまでで何となく想像すると、それは品質が非常に重要な要素を占めるような場合には一番安いところと契約するのがいいとは限らない、例えば芝生維持管理などは非常にわかりやすいと思うんですが、仮に芝生の維持管理を安いところと契約して、芝生が荒れてしまって、病気が発生して枯れてしまったとか、あちこちではがれて一定期間、養生のために使えなくなったといった場合、補修工事の追加が必要になったりします。あるいは一定期間、使用できないということで、主たる利用者から使用料金の支払いを拒絶されたりとかすると大変問題になりますので、こういうふうに品質が重要な要素となる場合においては、随意契約ができるというふうに解釈できるのではないかと思います。

ただ、これがさらに詳しく条例や規程ではどういうふうにかかれてあるかということなんですが、さらに下の方に行ってきます。

ウ、城里町請負業者選考委員会規程、抜粋、指名業者の選考、第5条、委員会は公共工

事等の請負業者を選考するときは、町工事等の入札参加資格審査を経た業者のうちから次に留意して選考しなければならないとあって、ちょっと先飛ばしますと、選考特例として、特に緊急を要する公共工事または特殊技術等を要する公共工事等で、その他特殊の状況がある場合は、第5条及び前条の規定にかかわらず、業者を選考することができるということで、百条委員会の中間報告書等で無資格業者という言葉が出てきますが、それは恐らく入札参加資格を経た業者でないという意味で使われているのかと思いますが、この請負業者選考規程第7条によりますと、特集技術を要する、また品質を確保するのに特殊な技術を要する場合はこの限りでないという趣旨のことが書かれておりますので、特に事前に指名願いを出していなくても契約することに問題ありませんよと規定されているわけです。

さらに、次いまして、エ、城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程、抜粋、42条、法令第167条の2、1項第2号に規定する性質及び目的が競争入札に適さないものとするときは、次に掲げるものをいうということで、1、次に掲げる工事で特殊な技術、機器、資格等を必要とし、かつ請負業者が特定されるものということで、特殊工法、特殊技術等を用いる必要があるものというふうに規定されているわけです。つまり、今回の場合でいきますと、普通の芝生ではなくて、プロのサッカー選手も使うということで過酷な環境で常に常緑の状態を保つということで、通常であれば今、芝生は茶色くなっておりますが、アツマーレに行ってくださいますと真っ青な芝生が広がっておりますが、あのようなことで、いつときも黄色く変わったりすることなく、一年中、緑に保つというのは、そういう高い品質を実現するには特殊な技術が必要である、あるいは特殊な機器が必要であることから、この42条に基づき適法、適切に随意契約ができるということなのであります。

そして、その結果として目的のとおり、すばらしい仕事が行なわれているわけですから、判断は正しかったというふうに思っております。

ちなみに、特殊工法、特殊技術とは何ですかということについて、次のように述べております。これは、実は百条委員会の立ち上がりとはほぼ同時に、根本正典氏から住民監査請求で同様な質問が出ておりました、それに対して町として回答文書を出しておりました、これは開示請求されれば、いつでも公表される文書に書かれている内容そのままですので、それをそのまま転記したのですが、読み上げさせていただきます。

技術としては、芝生の病気、害虫等の影響による診断力、長年の経験により芝の状態を常に把握し、適時に適正な薬剤散布等を行うことができるというのが特殊技術のうちの一つですと。

2、冬芝から夏芝の切りかえ作業に関する技術力。春から夏にかけて冬芝を低く刈り取り、夏芝が出てくるまで常緑維持を行う。技術力が低い者が行くと、冬芝を一気に枯らしてしまう恐れがあり、その場合、夏芝が完全に生えてくるまでグラウンドが使用不可能になってしまうということで、一年中、緑に芝生が見えますが、これは冬芝と夏芝が混植さ



れていまして、それを常に切りかえを行いながら緑を維持しているわけですが、天候や気温や、あるいは芝の状態などのタイミングを見計らって切りかえ作業を行っていくわけですが、これがその経験がない人が行くと、枯れてしまったりして一時的に黄色い芝になってしまったりする。そうすると、使えなくなってしまうということだと思えます。

日々状況が変化する芝生への判断力と、その他さまざまな状況で芝生の状況は日々変化する。これらに対し、豊富な高管理水準を保ってきた技術者の判断により、常緑を維持することができる。肥料をこの量と、恐らく調整したり、あるいは薬品の量を調整したりすることによって病害虫を防いだり、枯れたりするのを防いだり、成長を促進したりということができるということでもあります。

こういった技術というのは、特定の国家資格によって担保されるものではなくて、実務経験、実務経歴の中で担保されるものだと思います。百条委員会の中間報告書で、必要な資格はないという私の発言がそこだけ抜き出されて記載されておりますが、それはそういう意味で言ったわけでありまして、国家資格によって技術が担保されるわけではなくて、実際の実務経験によって、この人は確かな技術を有しているというのが確認されるということでもありますから、そういう意味で現在アツマーレの芝生の維持管理をしている技術者は、1年目、そして今年2年目、管理を実際に行ってみせたわけですが、その実績によって確かな技術力があるということが証明されたというふうに思っております。

また、技術以外に機器という要素もありまして、芝生の管理に必要なエアレーションという作業を行うにはスポーツトラクター、バーチドレーン、コアスパー、目砂散布機等の機械が必要であり、これらの機械は高額である上、注文生産のため、すぐに入手できるとは限らないということで、こういった機械が必要なことから、先ほど言いました随意契約のできる理由として特殊な技術、機器、設備、資格等を必要としての機器、設備というのにも該当するというので随意契約ができるというふうに考えております。

以上、まず1点目の理由、随意契約が認められる理由について述べさせていただきました。

あと2点、補足的な理由についても述べさせていただきます。

現在契約している事業所の見積もり金額が昨年秋、参考見積もりをとった時点では一番安価であったということ。

それから2番目、水戸ホーリーホックの提案により、グラウンド使用料300万円の増額と600万円相当の広告掲載が提案されておりますので、合わせて900万円の経済的に有利な条件が提示されているので、ほかの事業者が2,500万円より900万円余計に有利な条件が出されない一番有利だとは言えないという差がついているという、城里町にとって経済的に有利だというのが補足的な理由として挙げられると思います。

さらに、3つ目の補足的な理由として、芝生管理品質に関する信頼性というのが挙げられるかと思えます。先ほど随意契約のところでも少し関連しますが、アツマーレのグラウ

ンド建設工事及び建設後の芝生の管理を行った優秀な技術者を継続して会社として配置予定であること。2番、グラウンドの主たる利用者である水戸ホーリーホックから推薦された事業者と契約することで、利用者に芝生の維持管理品質について信頼、安心してもらえるということ。こういったことによって芝生の品質管理に対する信頼性が高かったということは、管理契約が適切だったことを補足的に説明していると思います。

万が一、低価格ではあったけれども、品質が保てない事業者と契約して、例えば重要な時期に一定期間、芝生が使えなくなってしまったということになると、利用者であり800万円の利用料を払っている水戸ホーリーホックと深刻なトラブルに発展する可能性もありますので、そういった意味でも品質に関して間違いないところを選ぶという判断に合理性があったというふうに考えております。

以上、七会町民センターグラウンドの契約について適切だということで答弁をさせていただきます。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ご丁寧にご答弁いただきまして本当にありがとうございます。

皆さん詳しくわかったのではないかと思います。そういうことはある程度答弁されるのではないかなと思いましたが、私がまず一番聞きたいのは、随意契約のときに2者以上、見積もりをとられていますよね。このときに同じ条件で見積もりをとられましたか。そのことをお聞きいたします。

それと品質で安いところとは限らないと言いましたが、町長は一番安価な業者を選んだと豪語しておりました。私は、そのことについては何が安いんだろうというようなことはすごく気になってはいたんですが、そのことについて一番安価というような条件でとられたその根拠をお聞きいたします。

それで、先に申し述べましたホーリーホックの社長から町長宛てに要望書が送られてきましたけれども、その中で通常の読み方では判読できない箇所がありました。グラウンド芝の維持管理業務の予算についてです。本委託料には、芝刈り機等、必要な機器を持ち込んでいただくことを条件といたします。上記業者が選定された場合、委託先として芝刈り機の設定投資をお願いすることになりますので、委託契約は5年契約としていただきたいと書かれていました。この文言だと、誰が芝刈り機を誰に買うのかわかりません。該当するのは、町、〇社、水戸ホーリーホックの3者に限られます。この芝刈り機のお金を最終的に負担するのは、この3者のどこだったのでしょうか、お聞きいたします。ぜひ実際はどうだったのか説明をしてください。

また、私は一民間業者が城里町の予算について、先ほども金額のことを答弁ありましたが、こうも露骨に干渉してくることに強い違和感と不快感を抱くものです。執行部は、〇社と契約したことによって安価で適正な芝管理ができるようになったと繰り返して

いますが、実際の見積条件を見ますと、極めて〇社に有利な条件を町は受け入れています。

例えば機器、機械、資材の管理庫を無償貸与、芝かすの運搬に必要な軽トラダンプを無償貸与、現場事務所としての部屋や旧校舎の無償貸与、芝かすや資材を入れる空き袋、発生する廃棄物の処分費の町負担等々などが含まれています。もしほかの2者がこの条件どおりの見積書だとしたら、もっと安価になっていた可能性があります。実際にほかの2者の見積書には、このような条件は含まれておりません。

したがって、私は、この入札契約が適正に実施されたとは思えないと考えます。お答えください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

見積条件については、事前にそういった質問があるということで聞いていなかったのですが、どういう実務をする条件だったかというのは、ちょっとこの場で答えるのは差し控えさせていただきますが、繰り返しになりますけれども、随意契約というのは特殊技術等が必要な場合認められ、今回の契約は適正・適法に行われたと考えております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

では、最後にお聞きいたします。

この芝刈り機を買ったのは誰が買ったのでしょうか。お金を最終的に負担するのは、この3者のどこだったのでしょうか。これだけお聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 芝生の機械は、芝生の維持管理事業者が購入したものでございます。芝生の維持管理事業者が購入したものと理解しております。

○4番（藤咲芙美子君） 業者ですね。

○町長（上遠野 修君） はい。

〔「議長、何これ、百条委員会の委員長やっているの」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 今、一般質問ですので。

4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） はい、わかりました。ありがとうございます。

では、次、町民センターグラウンド芝の処理方法についてお伺いいたします。

町の行政は、法にのっとり、公正・公平に行われなければなりません。そして、それは行政が信頼を得るための第一歩だと思います。また、実施した業務について、町民に対し

十分な説明責任を果たすことが重要だと思います。そういう観点からお聞きするものです。

それは、町民センターのグラウンドの芝管理業務委託契約についてです。私は、この点で納得できないところがあります。町民センターのグラウンドの芝管理は、〇社が行っています。そこから刈り取った芝は、90リットルの大袋で、夏だと毎日20袋、冬場では10袋、週2回になるそうです。そうやって刈り取った芝を役場の職員が軽トラダンプで環境センターに搬入していると聞きました。そのような一連の工程の中に幾つかの看過できない問題があります。具体的にお聞きいたします。

第1に、グラウンドの刈り取った芝が果たして一般廃棄物と言えるのかという問題です。そして、町の環境センターに搬入しているのですから、これを町は一般廃棄物と認定しているとのことになります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法には、廃棄物の定義が書かれています。そして、第2条第2項には、この法律において一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物をいうと書かれています。つまり4項1号に明確に定義づけられているように、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物をいうのだと思います。燃えるごみ、燃えないごみというように種類によって仕分けするのではなく、発生源によって分けているようです。この理解でいえば、グラウンドの芝は一般の人が通常の生活の中から出てきた一般廃棄物とは言えないのではないのでしょうか。それを一般廃棄物と称して環境センターに搬入することは、法律や条例に照らしても違反していると言わざるを得ないと思います。

第2に、環境センターは一般廃棄物以外のごみは搬入できないことになっています。それは城里町環境センターの設置と管理に関する条例施行規則第5条に書かれています。しかも町は、グラウンドの芝を無料で搬入しているとのことですが、町民は有料です。私は、これは町民に大変な不公平感を招く問題だと思いますが、いかがでしょうか。

第3に、グラウンドの芝の維持管理は業者に委託しています。本来なら全ての費用はその業者が負担するべきだと思います。刈り取った芝の運搬を役場職員が担っているのは、私は理解できません。是正するべきだと思いますが、町長の認識はいかがでしょうか。お答えください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

町民センターのグラウンドの芝の処理方法についてでございますが、芝につきましては一般廃棄物でございます。法令上の根拠を実際の法令に沿って説明をさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条の4、この法律において産業廃棄物とは次に掲げる廃棄物をいう。事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他、政令で定める廃棄物、そしてその他政令で定め

る廃棄物として、また次のように書かれております。紙くず、木くず、繊維くず、食品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物、その後さらに続いていくんですが、芝かすに関連するものとしては、動物または植物に係る固形状の不要物に当たるように思えますが、法令によりますと、食品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物というふうに規定されておまして、まず法令そのもので規定された廃棄物の中に入っていないと。そして、政令で定める廃棄物の中でも、芝かすというのは産業廃棄物に当たるものとして規定されていない。よって、産業廃棄物として規定されていないものは一般廃棄物となりますので、一般廃棄物でございます。

こういった解釈でありまして、さまざまな担当のほうで茨城県及び茨城県内の各産業廃棄物業者に問い合わせた結果、枯れ芝については一般廃棄物であるという回答も得ておまして、こういった法令の条文、それから問い合わせの結果から一般廃棄物と解釈して問題ないものと考えております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） 芝は一般廃棄物とお答えになりました。一般廃棄物というのは、住民が生活そのものから出たものであって、それ以外のは産業廃棄物ということと、それから事業所、事業活動で事業所があって、事業活動で出た廃棄物というのは産業廃棄物。種類もあるのかと思いますけれども、このグラウンドの芝管理は2,500万円で委託しているものですよ。事業活動ですよ。これは事業活動にならないんでしょうか。事業活動から出た廃棄物というのは、あくまでも産廃ではないんでしょうか。私は、そのところにちょっと違和感を感じております。

廃棄物処理法でも設置と管理に関する条例施行では、環境センターでは一般廃棄物以外のごみは搬入できないとあるのに、なぜ産廃を環境センターに搬入できるのか私には理解ができません。環境センター設管条例の施行規則の第5条でも、本来ならばこれは有料なんですよね。町民に対しては有料でということなんですけれども、これを町の職員が行っているんで、搬入しているんで無料だというのは納得いきません。町民の搬入した廃棄物は有料なのに、なぜグラウンドの芝は無料なのか、これはまさに不公平としか言いようがありません。そういう認識は町長はないのでしょうか。お答えください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。引き続き回答をさせていただきます。

納得いただけるということと法令上の規定というのを、やはりしっかりと区別してご理解いただきたいというふうに思っております。先ほどの随意契約のときでも、そもそも随

意契約というのは価格勝負ではなくて、一番価格が安いから契約するということだけだったら一般競争入札でいいのであって、随意契約というのは必ずしも価格だけを評価しないで契約するから随意契約であると。それも納得いただけるかどうかは別として、法令的にはそれで何の違法性もないわけです。

この刈り芝の件も産業で出たんだから産業廃棄物じゃないのかと納得できないということなんですが、法令上、産業廃棄物というのは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、これこれこれこれこれというふうに列挙されておりまして、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物をいうということですから、法令で事業活動に伴った廃棄物のうち、これを産業廃棄物といいますよとっているのです、事業活動から出た廃棄物だから全部産業廃棄物とは限らないわけです。ですから、一般廃棄物として問題ない。

何で役場で持って行くと無料なのか納得できないという、そのお気持ちもわかりますが、別にアツマーレだけではなくて、例えば城里町役場本庁舎でごみが出たのを役場の職員が環境センターまで直接持って行って燃やしてもらう場合には、その役場の担当課から環境センターへの支払いは減免される制度がありますので、何もアツマーレだけ特別扱いしているわけではありませんので、そういう意味で町民と扱いが違うということですが、公共利用ということで減免が認められている制度がございますので、制度上、問題がないということでご理解いただければ幸いです。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 産業廃棄物は一般廃棄物ですか、あくまでもそうですか。特別扱いはしていないと言いますが、これは本当に特別扱いしていないということなんですか。これは条例、規則、それから環境センターの設置管理条例、そういうものには反していると思いませんか。グラウンドの管理委託としては年間2,500万円です。その排出されたその管理で、その事業活動によって排出された廃棄物なんです、これは。これは産業廃棄物に当たるんじゃないんですか。これを事業活動でやっていることを産業廃棄物じゃないと言ったら、全てじゃないとは言っても、もしティッシュペーパーとかつくる時にパルプなんかでごみが出ますよね、そのときには、もちろん産業廃棄物としてやりますよね。それは多分当然だと思うんですが、この芝も2,500万円の契約をして使っているんですよ、その芝。そして芝は一般家庭から出たものではないですよ。ここのところをもう少し認識していただければいいのかなと私は思っていますけれども、これは本当に、この芝だけは産業廃棄物に当たると思っていますので、もう少し検討して見ていただきたいと思います。

それと町民には有料で、この私が先ほど1回目の質問で言いました、夏場だと90リッターの大袋で20袋、冬場では10袋、週に2回搬送しています。こんなに多量の芝を無料で運ばれるんですね。それを町長の一存で大丈夫です、大丈夫ですと言って曲げられて、その

ままだっていただんでは本当に町民納得できないんじゃないかと私も思いますけれども、いかがでしょうか。役場の職員が担当しているのは、私は不公平な契約と思います。改正の考えはありますでしょうか。ぜひ考えていただきたいと思います。

このように公平さ・公正さに欠ける行政が行われていることの認識が、多くの町民もそう考えていると思われれます。町民が不信を抱けば、町の愛着がなくなります。これの是正を求めていきたいと思っております。答弁あればお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。引き続き回答をさせていただきます。

きちんと規定に沿った減免措置ですので問題ないんですが、仮に例えば料金を取ったとしても、予算書上、歳出の部に処理費用が増えて、また歳入の部に使用料収入が増えるだけで、要はまちづくり戦略課が支出して町民課が受け取っているだけです。町全体の決算書に影響を与えず、事務処理が増えるだけになってしまいますから、担当課で費用を払う払わないというのは、もうそんなに町民負担にかかわる本質的な問題ではないかのようにも思います。払い手と受け手が同じ話について公共利用ということで減免していても、何ら事務処理が簡便になるだけであって、町民に新たな負担を強いているとか、そういうことにはならないのではないかというふうに思います。

何もアツマーレだけではなくて、ほかの課でも一般廃棄物が発生して環境センターに持ち込むときには、減免許を得て減免されて、料金を払わないで焼却することができますので、そういった制度全般に対するご理解をいただければ幸いです。

以上でございます。

○4番（藤咲芙美子君） 質問ではありません。

○議長（小唄 孝君） はい。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 質問ではありませんので、ちょっとお話だけさせてください。

これは町の委託業者が行っている事業ですので、事業者がきちんとそれを払うべきです。そうしなければ不公平感をもたらすと思います。全て事業者がやらなければならないようなことを町が全部お膳立てをしております。これは不公平としか言いようがありません。

以上で質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で4番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

続いて、通告第2号、8番河原井大介君の発言を一問一答方式により許可いたします。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） おはようございます。

議席番号8番、河原井大介でございます。通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきたいと思っております。

今回質問させていただきますのは、大きく分けて3点。

まず、1点目からお伺いさせていただきますが、病院誘致というお話でございます。

これは今年度になってから各定例会ごとに各議員さんが質問をなさっております。それで、結論から言えば、病院をつくるということは個人的に大賛成ですし、病院があったほうがいいということだというふうに私は強く思っているところであります。多くの町民の方々とちょっとお話をした際に、ちょっと唐突というわけじゃないんですけども、病院を誘致するというお話が町であるようだ。町長選挙の公約ですか、マニフェスト等でも中心市街地に病院を誘致するんだというお話があったようです。

そもそも論として、この病院を誘致する理由というか、そういったものをいま一度町民の方にわかりやすく説明をいただけないかなというふうにまず思います。まず、そこからお話を聞かせてください。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

8番河原井議員のご質問に回答させていただきます。

病院誘致をするそもそもの理由ということですが、もともとは城里町のまちづくりの基本である総合計画10カ年計画を作成するに当たって、町民に対して大規模なアンケート調査を行っております。そのアンケート調査の中で圧倒的1位を占めたのが医療体制の充実ということであったということで、それがそもそものきっかけとなっております。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ありがとうございます。

今、各議員さんたちが質問をしていく中において、公設で民営で誘致なのかとか、あとは夜間診療だとか、土日もやってくれるのかとか、救急車がとまるのかとかさまざま、あとはモールにするのか。町長も前回の定例会でもお話しされていましたが、病院のベッド数なんかをどういうふうに持ってくるのかというお話はされたと思います。

そもそも論として、先ほどアンケートというものでまず政治的な判断をされたというお話なんですけれども、2期目を当選されてから9月10日に町長の訓示というものがあったというふうにお伺いしていますが、その中で、非常に厳しい公約なんだけれども選挙公約に盛り込んだ、そしてその後、職員の皆様には自分の身になって考えてほしいと、結局、例えば水戸市内の病院に入院して、一、二週間で退院してくださいと言われるようなこともあるでしょうと、次の入院先なんかを子供たちが探したり、いわゆる在宅治療、在宅看護をお願いされるという状態もあるんじゃないかと、安心して暮らせるために、悩みを解



決するための病院を誘致するんだと。非常に理念として賛同できると思うんです。

具体的にお聞きしますけれども、城里町から水戸市の市内の病院から一、二週間で在宅治療しなさいよと言われた方が実際何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

もう一点、救急車が町外に対して出ていくと思います。救急車をストップさせるような病院とかという話も幾つか自然発生的に生まれているわけなんですけれども、そういった病院とか、具体的な町外に対しての搬送している実態、その数字、人数、どのぐらいの町民の方がご苦労されていて、数字的にはそのアンケート調査によって、感情的にはもちろん大切と思うんですが、論理的に、その数字的に、どういうふうに把握をされて勉強されているのか。と申しますのは、平成30年に建設というか、誘致の推進協議会等をつくるという話を以前、町長はされたと思うんですけれども、実際その話の中で具体的にどういった話を今現在されているのでしょうか。その推進協議会で、平成30年につくると言ったものですね。

もっと言えば、具体的にどのような病院というものをイメージしていらっしゃるのか、前回の質問だと、何でしょうか、19床以下の医療機関だとおっしゃっていますけれども。ちょっと確認したいんですが、総合病院としての病院を誘致、要はベッド数が20床以上の病院を誘致するということが主に考えていることなのか、でなければ19床以下の病院を連れてくる、つまり病院とはいわないんですね、法的には診療所、英語ではクリニック、もっと何の言い方をすれば〇〇医院、どちらなのか、ちょっとわからないんですよ。そこをちょっとイメージしているものについて確認させてください。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

病院の診療科ですとか、あるいはベッド数のイメージにつきましては、今回の補正予算では出していませんが、来年度以降、検討委員会を立ち上げて、そしてその中で、委員さんの中で議論をして具体像を詰めていただきたいというふうに思っておりますが、現在の問題意識としましては、大きな病院では高度医療をやっているときは診療報酬が高く、そして入院日数が長くなってくると診療報酬が下がってくるので、済生会とか大きな病院に行きますと、長い期間の入院はできず、病状が安定した段階では退院を迫られることとなります。制度上そういったこととなります。

そういったときに地域包括ケア病床とか、逆に長く安定期に入院患者を受け入れても診療報酬が落ちないタイプの病床もありまして、そういう病床だと手術が終わった後、長く入院ができるタイプの病床もあるわけですが、城里町としては大きな手術を行うような病院ではなくて、むしろ高度な医療が終わった後の長期間の入院に耐えられるような、そういったタイプの病床が城里町には必要ではないかというふうに思っております。そういった地域包括ケアの一端を担う病床、あるいは拠点病院からの、他の急性期医療を担う病院

の一般病棟からの受け入れを行う機能、あるいは、みとりを行う機能といったような機能を備えた病院であるべきではないかと私は思っておりますが、ただ私が全部を決定してしまうわけではなくて、しっかりと検討委員会を立ち上げて委員の皆さん方の意見もお伺いしながら、診療科目や機能等をしっかりと定めていきたいと思っております。

以上です。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） お困りになっている町民の方が実際、もうどのぐらい数字的に把握されているのか、また救急車等々の搬送の数字とか、ちょっと教えていただけますか。根拠となっている数字です、誘致に関して。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

そういった何件、急性期病棟から出たとか、ちょっとその具体的な数字を今、手元に持ち合わせておりませんので、今後そういった数字を新たに調査しないといけない可能性もありますが、どれぐらいの件数があるのか今後確認していきたいと思えます。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いわゆる根拠となる数字をもって病院を誘致するという前提ではなくて、アンケート調査というものによって必要だという認識を受けたという政治的な判断だったということだと思うんですね。各病院もあり、さまざま診療所も、七会診療所もつくったりしています。

実際に何が聞きたいのかというのは、いずれ病院を誘致するということはよくわかります、中心地に。わかるんですが、じゃ本当に病院が必要なのかどうかというふうに例えば聞かれた場合に、やはりある程度のその数字的な根拠だったり、なぜ誘致をする、町が誘致をするということは、公金、税金を投下、投入するというところに。これはある意味、どこの全国の自治体も今、病院とか誘致をたくさんやっていて、そこに例えば建物に対しては80%補助しますよとか、お医者さんの日々のランニングコスト、つまり機器も含めてなんですけれども、そういったものに対しては4分の1寄附しながら毎年やるよとか、細かいルールが全国規模でこの病院の誘致というものに対してなされています。

多分、今の話だと診療所、クリニックを誘致ということ、19床のベッドを持っている診療所を多分、誘致するというお話になるのかなというふうに推察しておりますけれども、ただその話も具体的に医療機関の誘致をする推進協議会、まだ立ち上がっていないということなのかなと思いますが、ちょっと話が平成30年というところで決めると言っていたものですから、今月までにはある程度決まっています、その方向性を議論していて、有識者だったり、そういったもので決定していく、自分が決めるのではなくて、そういった諮

問機関に投げて話をいただくという話だったと、そういう話なんですよ、きっと。そういう話をしてもらって、なるほど。ちょっとその構成メンバーというか、今のところの現段階で結構なんですけど、どういった方々を病院を誘致するに当たって、何というか、どういう方々を入れるのか。

また、ある程度、今のビジョンというのでは、そこを決めてからじゃないともう決まらないということで、実際その病院についても総合的な、何というんですか、以前の城北病院的な大きな、救急車もストップできる、小児科もあるような、手術等々もできるようなというイメージがある中においては、今の話だとちょっとそこは違うという話ですので、いま一度そこだけ整理してちょっとお答えいただけないでしょうか。具体的にイメージしているというのはよくわかるんですが、どういう病院なのかという、19床のベッドを持つ診療所、クリニックの中でモールをつくるのか、さまざまな今、質問の中で答弁がなされていますが、それを今年も終わりますので、もう時間もないところで委員会をつくらなくては行けませんので、あとある程度のたたき台というかイメージというか、そこを明確にちょっと今、一度していただけないでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

まず、いろんな質問ありましたが、どういう人が検討するのということですが、一般的にそういった諮問機関というのは、執行部側からは副町長が出て、また担当課が事務局になって、議会からは議会代表で1名ないし2名、それが議長であるときもあれば担当の委員長である場合もあるかと思うんですが、誰か議会から1名ないし2名出て、それから住民代表ということで区長会から出してもらったり、PTAから出してもらったりして、会議が構成されるのではないかなというふうに思います。

どういうイメージかということですが、進出してくれる医療法人がどういうところがあるかという情報収集というか、相手もあることですので、まだ具体的にこういうところでいけるんじゃないかというようなイメージはまだ残念ながら語るだけの具体像は持ち合わせていないんですが、どういうところがやってくれる可能性があるかということを経験しながら、そして検討委員会を立ち上げて、その中でもさらに具体的なことを煮詰めていただいて、議会のほうで関連する予算を認めていただければ、事業が動き出すということになるかと思うんですが、それまでもう少々、数か月で決着するほど簡単な課題ではないと考えておりますので、ぜひ腰を落ちつけて見守っていただければ幸いです。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） とても大きな問題だし大切な議論なので、そのイメージ像というものが明確にある程度、選挙公約であったり、訓示の中でされている、また各議員が議

会で真剣にその病院を誘致することに対して質問されています。ということは、先ほどおっしゃいましたが、議会での予算処置等々も検討しているということは、どのぐらいの予算規模なのかも含めて、今の現段階では確かにわからないと思います。当然わからないと思います。なぜならば協議会もつくられていないし、その方向性も出ていないから。ただイメージとしてなんですけれども、今まで幾つか議会の中でこういうのをやります、ああいうのをやりますというか、雰囲気だけで進んでしまった部分があると思うんです、そこは。そこは一回、本当に腰を落ちつけて冷静に立ちどまって、どういう病院で、どういう根拠によってつくり、そしてそれがどういった地域で愛される病院になるのか。それが診療科目もそうですよね。よく調べると、眼科とか耳鼻咽喉科とか、そういった専門的なものを誘致する自治体も結構増えているというのが最近の傾向らしいんですけども、そこは後の話にしておきます。弊害はどうだとか、そういう話もまた後の話です。というのは、いずれにしても具体的にどういう病院をつくるのかというのが実際にまだ明確にイメージされていない、庁舎、役所内で明確にそこは調整されていないということがあのようなので、そこは冷静にきちっと、議会も全力で皆さんを応援するでしょうし、地域の皆さんと協議しながら丁寧に議論を進めていただければなというふうにお願いを申し上げながら、次の質問に移ってまいりたいと思います。

2つ目の質問であります。

これは本当に以前からまちづくりの基幹というかポイントというか、やっぱり移住定住。町長がよく言われるのは、子育てしやすいまちだったり、安心安全だったり、住んで思う、住んでよかった、住んでみたいという心を育てていくことも大事だというお話をされていると思います。

その中で幾つかポイントとして、これは抽象的な話になっちゃうかもしれませんが、まずこの全体像としてちょっとお聞かせください。

移住定住にかかわる促進事業、本当に細かいところまで言えば、稲刈りとかトレイルランだったり、シクロクロスなど、さまざまあると思うんです。つまり、移住していただけるような、そういう活動をしている魅力を発信する事業、どういうものが今あって、どういうふうな現況というかな、その雰囲気、どういうことをやっているのかちょっとお聞かせください。

具体的には、これ以外にもいただければありがたいんですが、江戸川区との交流、姉妹都市をすると、当初、その交流についてはいろいろやっているとは思いますが、具体的にどういうふうに行っているのか、実際にこういった流れで行っている中において、どういうものかというのが総体的に、全体的にちょっと絵が見えないときもあったものですから、具体的にちょっと教えていただけないかなというふうに思います。

それから、この地域おこし協力隊、1期生が3年目を迎えます。魅力発信事業をするんだ、地域の課題を何とかするんだ。総務省なんかに聞きますと、結局、都市部の方が地域

と言いましょう、地域に移住するための課題を先乗りして、地域おこし協力隊がその課題を解決しながら地域の方を誘致する活動を踏まえたことも念頭に、大義名分としてそういうことをしながら魅力発信をすることによって、移住定住を課題を発見しながら解決しようという話があります。

実際に、農業部門も入れると15名ほど城里町には地域おこし協力隊がいらっしゃるんですが、移住定住事業に関して結構なんですけど、どういう活動をされているのかをちょっと教えてください。

また、島家住宅、これは町長、寄附を受けて、それをカヤぶきのあれですが、それを直して使う。その中においては、いろいろ議会にもペーパー紙をいただきましたが、古内地区の活性化をする中核であるのが島家の住宅だという話なんですけど、これはどういうふうな形になっているのか教えていただけますでしょうか。総体的にちょっとご質問させていただきます。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問いただきました移住定住事業ですが、平成28年3月に城里町総合戦略及び城里町人口ビジョンを策定し、人口減少対策に取り組んでいるところで

す。移住定住施策としては、移住者への直接支援から子育て支援事業や都市交流、各種イベントによる交流人口拡大、中長期的な視点で地域への愛着を醸成するための「城里学ぶっく」事業等、多方面かつ重層的な取り組みが肝要と考えております。特に子育て支援施策については、「しろさとくらし」等のパンフレットやラジオPR等を活用し、広く町内外へ周知を図り、反響をいただいております。

直接的な移住定住施策としましては、城里町町営住宅子育て支援事業、町外在住の子育て世帯を対象に公営住宅への転入へ補助を出す制度により、毎年2世帯から3世帯の転入を受け入れております。また、平成29年度から始めました宅地購入補助も今年度は既に10件の利用実績があり、移住定住促進に大きく寄与しております。

国全体での人口減少化にあるために、本町の人口減少・高齢化の傾向はとまりませんが、これらの取り組みにより一定の歯どめをかけ、地域の活性化を図ってまいります。総合戦略に記載されているこれらの施策につきましては、一定の検証を踏まえ、事業の効果を高めていきたいと考えております。取り組み状況の検証は、本年度中に実施、公開していきたいと思っております。

次に、江戸川区との交流についてでございますが、江戸川区との交流は、旧桂村当時の平成元年に江戸川区議、高堀澄男様の両親が桂村出身であったことから、江戸川区民祭りに参加したことが始まりとなっております。平成27年3月3日には、交流発展のため正式に姉妹都市協定の申し入れを行い、平成27年11月20日、災害時における江戸川区と城里町

の相互支援協定を締結しております。協定の締結を機に、平成27年度は相互訪問や意見交換を活発に行いながら、平成28年度から本格的な交流事業へつなげていきました。平成28年度に始まった稲刈り体験ツアーは、現在、定員の10倍近い申し込みをいただく人気の事業として定着をしております。平成28年度に始まったサケ遡上見学・放流までのサーモンプロジェクトは、放流のため100名を超える江戸川区民が城里町に自分の車で訪れるなど人気で、東京都内版の新聞等でも取り上げられました。

江戸川区では、区議会からも城里町との交流促進要望意見が出ており、近年の施政方針でも城里町との交流事業の重要性に触れられております。平成29年度には、江戸川区の交流都市として位置づけられており、平成30年度からは都市交流事業の戦略的展開のため、都市戦略課を新設して江戸川区に対応をしていただいております。

交流が深まり城里町の認知度が向上するとともに、交流事業に参加した区民がふれあいの里を利用したり、城里町のシクロクロス大会に参加するなど、一過性にとどまらない交流へと進化していることから、今後とも交流人口の増加、知名度向上のため、今後も発展的に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、地域おこし協力隊に関するご質問がございました。

ご質問いただきましたまちづくり戦略課、地域おこし協力隊の取り組みについてですが、平成27年度に地域おこし協力隊5名を採用し、平成28年度に地域おこし協力隊2名を採用しております。最初に着任した1期生は、城里町初の地域おこし協力隊として、また県内でも5団体目と導入が少なく、女性のみ5人の着任との条件から、メディアでも注目され取り上げられました。

着任後は、隊員それぞれのキャリアを生かしたさまざまな事業を展開しており、それぞれの事業においても広く内外から注目を集めております。直近では、七会町民センターアツマーレで「ナナカイカーニバル」として映画上映を含めたイベントを実施し、町内外より約700名の来場をいただきました。

また、ふれあいの里での映画上映「ホロルの森の映画祭」では600名が来場していただいております。コミュニティセンターの映画上映は、当初は単独での上映でしたが、現在は「しろさとマルシェ」との同時開催となり、発展的な形で石塚地内の活性化に寄与しております。

また、瀬川隊員はイノシシの皮を活用した事業の展開で、クラウドファンディングにより資金を確保し、石塚地内に工房開業の準備を進めております。藤原隊員は登山の趣味を生かし、地域の山の紹介を兼ねた「里山めぐり」を実施し、人気事業として確立をさせました。

また、特産品の古内茶を用いたティーバック商品の開発により、古内茶の売上向上に貢献する等の活動をしております。その他、多くのチラシやパンフレットなどを作成し、町の特産物のPRにも寄与をしております。

このような地域おこし協力隊の活動が町の知名度向上、地域資源の発掘、PRに大きく寄与していることから、来年度も引き続き協力隊員の確保に取り組んでまいります。

続いて、島家住宅につきましては、寄附受け入れ以降イベントを実施する等、町内外への周知浸透を進めてまいりました。古民家活用を目的に地域おこし協力隊も導入し、地域振興の取り組みに力を入れており、イベントは回数を重ねるたびに来場者が増加してきております。

また、古内茶生産組合が主体となり取り組んでいる初音茶復活プロジェクトでは、島家住宅内に苗木を定植し、これらの取り組みも新聞報道等で取り上げられ、注目されております。

一連の取り組みから島家住宅自体への関心も高まっており、各種情報紙による取材も受け、取り上げられる機会も増えております。地域の期待も高まっており、平成29年度には地域の方々を中心に協議いただきながら、島家住宅と古内茶を核とした地域の発展を目標とした古内地区まちづくり計画を策定いたしました。今後、具体的な事業実施のため、古内地区協議会が立ち上がっております。

国においては、歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室が立ち上がり、古民家を中心とした地域活性化の取り組みが推進されております。県においても古民家を活用した地域振興の研究会立ち上げが予定されており、古民家が貴重な地域資源として認識され、高い関心が集まっています。古民家活用の可能性が全国的にも注目されておりますので、今後も島家住宅をソフト事業を中心に展開し、地域の発展へつなげていく意向です。

なお、当面はかねてより要望が多かった駐車場整備を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ありがとうございます。

確かにいろんな事業をされているなというふうに思います。とてもいいことだというふうに思います。江戸川区に関してもさまざまな活動が行われている。これからどんどん進んでいくんだろう。

なぜ今回こういう質問をするかというのは、移住定住をするということを前提としながら、全ての今まで、例えばシクロクロスだったり、トレイルランだったり、カヌーをやったりとか、いろんな意味で観光事業をして注目をしていただきながら、特に江戸川区の場合は、江戸川区70万人都市から1%、いや、ないし0.1%でもいい、そういった方々をこちらのほうに移住させたいというようなイメージというのは当初から話し合いの中であったというふうに記憶しています。これは公式・非公式抜いて、いろんな場所でそういう話があったと思います。交流、まあそれはそれでいいんです。ちょっと気になるところがございませう。

地域おこし協力隊に関してですけれども、一生懸命活動をされているというふうに思います。町として、この地域おこし協力隊の存在というものは、どういうふうにお考えいただけるのでしょうか。例えば退任される今年、今年度いっぱい、来年度以降はこの町に定住していただけるのでしょうか。そこも含めてです。

それと同時に、島家住宅に関するでもありますけれども、そこに2人ほどいらっしゃると思います。前提として島家住宅の、例えばゲストハウスとかそういった運営に関して最初入られています。ですが、なかなかそのソフト事業、5,000万と1,000万とか、その6,000万ぐらいの事業展開のプランニングはちょっと諦めたという話を役所のほうから聞きましたけれども、それはそれでなかなか難しかったという事情があるんだというふうに思います。しかしながら、その地域の中で活性化していく島家住宅や、そういったものでそこにいる方々、地域おこし協力隊の方々の存在を今、町としてどういった思いなのか。

つまるところ、人生をかけてこの町に移り住んでいただいて活動をやります。決して稲刈り体験だったり、悪いわけじゃないです。それから、交流都市でやったり、物販を売りに江戸川区のお祭りに持って行くこと、それが悪いことでは決してありません。しかし、一つの目的である方向性を出すということで地域活性化をし、移住促進をする。例えばお試し住宅もそうですが、つくっていますが、実際には三、四、五組の方しかお泊まりになっていない、その魅力を発信するイベントとしてなかなか活用し切れていない。そういったトータル的な話もあるんですが、具体的に今、呼んできた地域おこし協力隊の方がこれから、じゃ移住定住ということを率先してされるのか、またその存在意義というんですか、どういうふうにご認識をされているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

地域おこし協力隊ですけれども、非常に多くのいい影響を城里町にもたらしてくれていると思います。

また、退任後どれぐらい地元に残るかということなんですが、まだ今年退任する4人全員と面談できていないんですが、少なくとも2人以上は地元に残るということを確認していますので、茨城県の全体的な定着率は40%と聞いておりますので、10人協力隊が来て、3年の任期が終わった後、定住する人は茨城県の平均値では40%ということなんですが、城里町では少なくともその平均以上の定着率になりそうだなという感触を持っております。

地域おこし協力隊の目的はいろいろありますが、例えば観光PRだったら観光PRということで3年間活動してもらって、それで大事なものは、その後ずっと城里町で住んでもらうということが非常に移住定住対策事業としての位置づけになるわけですが、退任、地域おこし協力隊としての給料が出なくなった後も残る意向を示している方々の話を聞くと、3年間の中で町民との温かい交流の中でこの町が好きになったので今後も住み続けて



いきたいということだとか、あるいは、やりたい仕事がここで見つかったので残るとかいうことで、終わってみると、もうすぐ1期生の終了が間近なわけですが、あれやれ、これやれと余り強く縛り過ぎずに自分の得意な分野を生かして、まちおこしにある程度自主的に取り組んでもらった結果、やりたいことが見つかったり、人間的なつながりができて残るようになったというのは、やっぱり3年ぐらい必要なんじゃないかなとも思いました。

お試し住宅という制度ありますが、全然この町に縁もゆかりもない人が1週間か2週間住んで、それでこの町に住みたいと決めたというほど定住するというのは軽い話ではなくて、やっぱり最低1年とか、できれば地域おこし協力隊のように3年ぐらいの時間を与えることで定住というのがなし遂げられるんじゃないかなというふうに思っております。人数は少ないですが、この城里町、特に生まれたわけでもない方が東京からやってきて、一定数、次々と定着していくというのは、それが長く制度として続くと、きっと町に長い目で見て新しい風というか多様性というか、そういったものをもたらして町に大きな活性化の効果をもたらすのではないかなというふうに思っております。

都市交流部門でも1年目の方々が卒業を間近にしてそういう状況ですし、2年目以降の都市交流事業あるいは農業部門の方々も恐らくそれなりの割合の方が3年の任期終了後も定住を、全員かどうかはわかりませんが、それなりの割合の方がずっと住み続けるのではないかなというふうに思いますので、そういった方というのは今、都市交流とか観光PRの話を申し上げましたが、農業分野のほうでも外から農業者として定住していく人が毎年何人か入ってくるというのは、それは単年度ではたかが2人か3人かもしれませんが、それを5年、10年続けていくと、気がつく大きな力に育っていくのではないかなというふうに思いますので、どうか温かい目でご支援をいただければありがたいというふうに思っております。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ご丁寧にありがとうございます。

ポイントなんです。つまり地域おこし協力隊のその存在というのは、城里町においてよかったという話だと思います。先ほど県平均で40%の人が残るので、2人ぐらい残ればそれでいいのかなという話だと思うんですね。

でも、ちょっと待ってください。そこは確かに重々そういう意味では数字的な根拠としてはわかります。しかし、ここに来ていただいた以上、全員がここで住んでいただける、自活する、つまり余りにも今までのそのやり方だったり仕組みだったり、さまざまな事業計画が余りにも、一言でいえばちょっと雑な部分があったと思うんです。具体的に島家住宅、じゃどうなるんですかといったときに、今、回答は駐車場を整備します。だから、駐車場整備する理由というのは、人が集まるからなんですよね。でも、人を集めるための戦略ビジョンも、地域おこし協力隊のそのやり方も、段取りも、今、実は余りプランニン

グがされていない場面があった場合、それでは駐車場をつくるだけでは何の意味もない。なぜならば、人がそこにいて、人が生きていて、人の人生をもって、ここで活動して生きていってほしいというふうにお願いをして来ていただいた以上は、ある一定の責任というのが町にはある。

そして、移住促進というのは、町長のかなり上位のほうの政策ビジョンとして1回目の選挙から掲げているものであります。まさに若者たちが住みやすい、そしてそれを実際に住みやすいから住んでもらっている地域おこし協力隊というイメージ等を、モデルケースをつくり上げるために呼んできたわけですから、何々をつくって何とかイベントとか、何々をつくったから人が来るかもしれないとかじゃなくて、そのプランニングをしっかり戦略性を持って、ビジョンを持って、実行部隊とともに、ある意味、戦略性を持ち、実行部隊を持ち、数字にも強くて交渉能力もある。そういった方々を地域おこし協力隊に選ばれているというふうに私も認識しますし、住民の方々も認識をされています。

ですから、そこに本当に問われる問題は、これから本当に城里町を愛していただいて、愛郷心を持ち住んでいただけるような形が望ましいので、数字の話ではなく、その存在というものがどれだけ大切だったのかというのをまずご認識を改めていただきながら、一緒に活動していく地域おこし協力隊の姿は私は必要だと思っています。

この間、この3年間も含め、いろいろ話をさせていただく中で、やっぱりつらいことや悩むことも多いと思います。そういったものに対してどれだけケアをするかということも、自由にフリーにやらせるということとか、そういう縛りとか、そういう問題ではなくて、きちっとした受け皿として役所内に明確なものをもう一度つくり上げたほうがよろしいんじゃないかなという提言と、そしてこれから先、まだまだ地域おこし協力隊を呼んでくるんだという、ありますから、しっかりそこは考えていただいて、移住定住をする、その魅力を発信する人たちを大切に育てながら、守りながら、一緒に歩いていくそういう役所の姿というものが、ややこの3年間を通した中において見え隠れした課題が、実は地域おこし協力隊が入っていただくことによって認識されたことも多々あると思いますので、いま一度その総括というものを急いでしていただきながら、次の方を呼ぶ前にある程度の方向性は町として、町長としてもそうですが、トップリーダーとしてその判断は必要じゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、3点目の質問に移ってまいりたいと思います。

先ほど唐突というか、町長のほうからアツマーレの管理業務契約は適切であるよというペーパーが配られて、ある一定の時間を使ってご説明されました。ここについては重複しますので、質問というわけではありませんで、確認だけちょっと最初しながら、この次の質問にかかわってきますので、確認だけさせていただきます。

つまり、この随意契約が認められるよというんですが、この随意契約を認められる前提の中で、随意契約ってなかなかやっちはいけない、なかなか随意契約をやらないから、随

意契約ってめちゃくちゃルールがある程度あるんですよ、財務規則とか全て。その問題を、その前の前段として随意契約できますよというのは、もうみんなわかっているんです。随意契約できないかもしれない理由というところで、広報紙にも載っていますけれども、百条委員会の中間報告がもう出ているということもあります。

それから、安価であった、今、要はグラウンド移設工事が安かったというのもありますけれども、金額が安かったというのもありますけれども、これはあくまでも見積もりをしたところで、その段取りや全て合います、そのほかにも600万相当の広告費代がありますといいますが、それはこちらから提示した金額ではなくて、そういった金額だから600万相当の金額があるよという、あくまでも向こうの言い値であります。それを明確に、それは適切だとか、もうかったという発言というのは、ちょっとやや難しい。

それと同時に、一番最後です、これが結構大事なんです、草刈りをする方がいますよね。その従業員さんが異動して、その方が技術力を持っているからいいんだというふうになるんですけれども、ちょっとここは違うんですね。契約の場合において一番大事なのは、会社と契約するんです。会社がその方を維持的に、継続的に契約し、雇用できるか、そこが大事なところなんです。その状態の中で無資格業とかなんとかいうんですが、それは今まで関係がなかったから無資格だとか、資格がないという話ではない。先ほどお話しされましたね、それは結構です。

結局、技術ありきではなく、まず業者があって、そこにのせられる技術力があって初めて契約をつくっていくというのが前提ですから、その正当性を主張するというのは非常にわかりますし、それは町長の立場としてわかりますが、それだけじゃない部分もややあるよという、話し合いがあるという前提です。

これを具体的に質問に入ります。

この水戸ホーリーホックとの協定書というものが平成28年7月21日から直近の間で平成30年9月27日まであります。その間に平成30年2月6日には業務委託契約、トレーニングルーム、トレーニングとの契約等々、これを5枚の契約というふうに私は読ませていただいていますけれども、この内容において、その前にちょっと前段、最初に話をちょっと一回戻っちゃっています。

先ほどちょっと藤咲議員の話なんかも聞いていて非常に感じたことなんですけれども、このアツマーレという、ある意味、民間と連携してビジネスをしているんですけれども、一言でいえば賃貸ビジネスなのかなというふうに思いました、不動産ビジネスとして。つまり、物を貸して、七会の中学校をお貸しして、それでその収入によってやるという形の、ある意味、形態としては賃貸のビジネスであります。

当初の計画では、それだけじゃなかったはずなんです。具体的に言えば、七会中学校があいちゃっているからもったいない、だから、もったいないから、ちゃんと地域のために使っていこう、それと同時に企業誘致をする、さまざまなプランニングをもとにして一緒

にやっ払いこうということでしたから、その話をもとにしてやっ払いこう、同時に賃貸を貸しながら、その収入も得ながら、さまざまビジネスプランを民間と連携しながらやっ払いこうという3つの大枠のプランがあったと思います。今とにかく集中して話しているのは、その契約の問題とかそういった具体的な話になっ払いちゃっていますけれども、大もととして一番最後にちょっと私お聞きしますけれども、アツマーレの魅力的な活用方法というところの観点がちょっとすっ払いぽり抜け落ちていているというふうに思っています。

順次ちょっとポイントだけ質問させていただきます。

この水戸ホーリーホックとの協定書の枠組みにおいては、実際この協定書が結ばれる過程において、政策意思過程においては、議会は余りほとんどかかわっていません。それで協定書を見直しますよとか、つくりますよという話はあるんですが、いつの間にかつくられているというものが後で事後報告として出されてくるものです。そういう中において、今回の随意契約の問題なんかもそうなんですけれども、その協定書の中に芝生のグラウンドを決める際において、ホーリーホックさんと合意を結ばなければ、その契約というものはなかなかたどり着かないよという文言が平成30年2月9日の協定書を補足する覚書の一部を変更する覚書というものの中に入っています。その整理です。

つまり、民間の会社、営利団体が行政の契約の事項に関してのある一定の拒否権を持たせるような発言を持たせる協定書の中身において、これが妥当なのかどうか、税金、公金を使うものに対して、これが妥当なのか、平均なのかということを含めたところもありますし、プラス、先ほどもありましたけれども、この協定書の中で600万相当の広告費があると、そういう話もあります。そういったものをいま一度きちっと整理した形で、議会も含め、いろいろさまざまな協議会等々を立ち上げながら、もう一度この覚書の覚書とか、5枚ほどばらばらになっているものを一つ一枚にしながら、きちっとした整合性を持った文書をいま一度つくっていただきたいというふうに思いますし、当然その中に有識者や議会も一緒に諮問委員会という形でも結構ですので、そういったものを一度つくっていただけないかなという要望がまず1点させていただきますと思います。

その2つ目なんですけれども、債務負担行為、本日今回、議会に債務負担行為という数字が出ています。さまざま言い分はあるんです。随意契約でいいとか、それと違うんじゃないか、議会の政治判断としてはちょっと問題があるんじゃないかという指摘はしていますが、町長としては問題ないという、あるんですが、いずれにせよ、こういった課題の中で先ほど言った関連性や民間との関係性の中において、この2,550万という数字を、消費税もプラスされていますか、増額されますから、来年、それはそれでいいんですが、そういったものを含めて、その数字を具体的にどういうふうに算出しているのかというのも当然あるんですが、これはまた同じようにこの協定書がある以上、今の奥野谷浜産業さんの契約というものでやるような、随意契約でやるという予定になっているんでしょうか。逆に言えば、これは何というんですか、一般競争入札にするのか、そこら辺ちょっと確認さ

せていただければなというふうに思っています。

つまり、全てそういった問題に関して、契約の事項に関してその前段として、公金を使う前提として、この中身として協定書ができ上がっています。この協定書ありきで全てが進んでいるんです。それが全て悪いんじゃないですよ。是正するところは是正したほうがよろしいんじゃないか、なぜならば公金を使うから。そういうことです。

3点目なんですが、1億円の経済効果、これ直近のというものをいただいた場合、今年の3月ですか、臨時議会で提出されたアツマーレの誘致経済効果試算というものがあります。これは町長の公約の中で、当然1億円の経済効果ありますよとおっしゃっています。これは経済効果あったほうがもちろんいいと思っています。

これ7項目にわたっています。上から順に申し上げると、ちょっと長くなっちゃいますけれども、飲食費とかファンの方が来て食べるとか、そこら辺までは話が大体わかります。バーベキューなんかも、これ300万と予定していますが、実際100万ほどですし、そのサポーターの数なんかも8,000というふうに数字は出ているようなんですけれども、それは明確な数字というのはこれから出てくると思います。問題は、この後の下のほうになっていくんですけれども、ホーリーグラウンドの使用料800万円というのも経済効果に入っています。スタジアムの練習着掲載の広告、ふれあいの里、ホロルの湯というのを練習着に入っている。練習着に入っていることも600万相当だということで協定書の中に入っています。600万相当だというその根拠というのは、民間の方の言い値であって、別にそれは税金で600万相当の価値があるかどうかというのは、我々が認識するものではないわけです。

いずれにしても、このあと幾つかあるんです。アツマーレへの施設集約による経費1,600万とかあります。それももう既に2,500万ですから、毎年のランニングコストに組み込まれているということだと思います。テレビと新聞メディア、これが一番大きいんですけれども、新聞とテレビに出ると3,000万以上の経済効果があると。これも考え方だと思うんですが、一般的な考え方としてアツマーレが出たことによって、それで3,000万も経済効果が出るのかということ、なかなかわかりづらいんですよね。そういうことも含めて。

もう一点。選手、スタッフ等々の移住によると、1人400万円で5人予定だから2,000万円ぐらい経済効果があると。それもないとは言いませんけれども、でもちょっとやはり少し、やや拡大解釈というか過大な評価をしているのかなと。僕が言いたいのは、経済効果がなければ企業誘致の前提は成り立たないし、経済効果があるからこそ、いろんな波及効果があるんじゃないかというのがありますので、もう一度こういった試算を見直していただけないでしょうか。

役所のほうに聞いてみると、これを実際、検証とか総括とか全くなされていないというお話でした。何もなされていないじゃなくて、どうだったのかと。もう約1年経過しますので、供用開始してから1億円の経済効果があるんだということをきちっと明確に出した上で、もっと言います、リアルな数字、現実的な数字を載せて、言いたいことはわかる

んですけれども、もっともっと具体的に、じゃどういうふうな産業構造の中で、どういうふうなものがあるのかとか、もっとわかりやすく説明いただければいいかなというふうに思います。どうもこれだとわかりづらいし、本当かなということになりますので、検証するなりなんなり、そういった形をつくっていただけないかなというふうに思います。

るるいろいろ申し上げてきたんですけれども、今のホーリーホック、最初にお話ししましたけれども、いろんな契約とかそういったものによって貸し出しをするということによって、何か賃貸ビジネス的な感じに落ち着いていこうという雰囲気があります。もちろんスポーツのまちに、日本一のサッカーのスポーツのまちにするとか、最初いろいろ、これはいろいろお話し合いをしましたけれども、そういったビジョン、つまり今まで公金として4億円、きょう現在まで4億円のお金が使われています、公金としてです。

これは何が言いたいかなというと、もう本当にそろそろ真面目に真剣に、このビジョンやまちづくり、それから魅力的な活用方法、これについてある一定のきちっとした戦略性の持てる協議会であったり、話し合いができる場所、これを作らない限り、なかなか本質的な経済効果を生み、そして移住定住の促進の魅力発信もする、それから地域の七会地区の方に喜んでもらえる、もっとさらに言えば、サッカーでまちおこしをする、そういったビジョンになかなか方向性が出ないと思います。

ですから、1年経過してすぐというわけじゃないです。もちろん腰を据えてやるということは大事だというお話、先ほどありましたから、当然1年間経過して、その課題や問題点、さまざまあったわけです。だから、それをリセットし、整理し、利活用する方策をいま一度考えるタイミングがもう来ているというふうに思っていますので、その点、まずどのように考えているかをお聞きします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、8番河原井議員のご質問に回答させていただきます。

たくさん要素がある質問でしたので、メモをとらせていただきましたが、ちょっと答弁漏れがあったら申しわけないと思います。

まず、根本的なアツマーレあるいは水戸ホーリーホックの誘致の今回、七会中学校跡地利用プロジェクトの工事費を認めていただくために、その議案だけのために臨時議会を招集しまして、それで賛成多数で工事費を認めていただいて、この仕事は動き出したわけですが、そのときは本当に七会中プロジェクトのためだけを議論するための臨時議会でありました。そのときに経済効果があるから、経済効果を目的にしてこのプロジェクトをやるというような説明ではなかったというふうに私は記憶をしております。金銭換算のお金が得られるから、このプロジェクトをやるということではなかったのではないかと思います。

そのときも、たしか鹿島アントラーズの事例を出して説明をしたかと思います。鹿島ア

ントラズができるときに、99.9%失敗すると、要はみんなに言われたと。ほかは東京とか仙台とか、政令指定都市しかプロの球団を持たないのに、鹿嶋だけ当時、町で、自分の人口より多いスタジアムをつくるということで、そんなのばかげているということで大変ばかにされながら、その反対を押し切って進んでいったわけですが、当時鹿嶋ではコンビナートを控えていて、働く場所は幾らでもあったと。しかし、鹿嶋は働く場所であって、住む場所にあらずということで、コンビナートで働いている人はほとんど鹿嶋に居住することを嫌がって住まなかったと。そして、コンビナートで働く人たちは離職率が高くて、すぐに工場をやめてしまうという問題にも直面していたと。

そういった中で、鹿島アントラズができたなら、地域に対する、アントラズを核として鹿行地域の人たちの間に地元に対する愛着が生まれて、工場をやめなくなったり、コンビナートで働く人が鹿嶋に住むようになったり、つくばとか、そういうところから通うんじゃないくて、地元に住むようになったり、あるいは暴走族という言葉を使っちゃいやですが、治安が余りよくない地域だったんですが、治安が目に見えて改善したと。若い人がサポーターになることによって、今までむしゃくしゃした思いが犯罪につながっていたのが、サポーターになってアントラズと一緒に遠征することで犯罪が減ったとか。別にアントラズができたことによって、直接アントラズから給料をもらっているとか、アントラズにお勤めしているとか、そういうことではなくて、プロのサッカー球団というのがある、そしてその球団が強い、そしてその球団をみんなで応援して愛しているということが一つの地域愛着の核となって、地元への人間の定着につながっていったと。

茨城県を知らないけれども、鹿島アントラズは知っていますと言われるぐらい、今や茨城の誇りだと言われるまでになったわけですが、当時つくるときには大反対で、何でこんなもののために何百億も投資するのかわからないと言われてスタートしたんですけれども、今は地方創生の成功事例だとか全国のモデルだとかいうふうに言われる状態にまでなっているわけですが、水戸ホーリーホックについても、私がクラブハウスを誘致するときも同じような思いでありまして、1年目からみんながホーリーホックファンになるわけではないかもしれませんが、でも既に少しずつ練習をこまめに見に行っていて、私、あの選手知ってるというような町民が新たに生まれてきたりとかして、そういったことが長く続く中で、みんなでホーリーホックを応援しようという中で、うちの町には何もないからといって都会へ出ていくのではなくて、地元へ、ホーリーホックを核として地域への愛着が生まれて、人の定着が進んでいくという、そういった効果、経済効果、お土産が幾ら売れるということも大事で、それは否定しないし、議員ご指摘のとおり、もっとたくさん物販が売れるような工夫も来年から改善していかなきゃいけないし、協定書の見直しも町に不利な条項については、少しでも有利な条項に再交渉して協定を見直すことも必要だと思います。

ただ根本的な考え方として、ぜひ議会の皆様方と共有したいのは、プロサッカーチームを応援するという自治体が全国にあります、Jリーグのチームが全国に五十何チームあ

って、自治体によっては3万人とか4万人のスタジアムを用意したり、クラブハウスを提供したりとか、さまざまな形で全国の自治体がサッカーチームを応援していますが、そのサッカーチームを応援する理由というのは、直接的に金銭が地元落ちるからという理由では、どこもないはずですよ。そういうことだけで評価するのではなくて、地域の結束の核としてプロサッカーチームを評価して、郷土愛を育む核としてそれを考えているから誘致するのだと思います。

実際、例えば城里町に人が住まないのは、働く場所がないからでしょうか。それは違うと思います。実際、例えば七会中学校がある小勝から茨城県庁まで通えないと言われてたら、通えます。あそこに2,000人以上働いているわけですが、それだけ巨大な職場が通勤圏に実際存在するわけですが、それでも便利だからといって水戸市に家を建てて、人口が流出していったりするわけですが、それは郷土愛と便利さのバランスの中で、郷土愛が負けてしまっているという言い方もできるかもしれません。水戸市と同じ便利さを城里町が全部提供できるかというのと、これからもなかなか同じ便利さを提供するの、もちろんそれに向けて努力はしますが、追いつけない面もあると思うんですが、それを補うのは地域の結束とか、そういった郷土愛というのが地域を支えていく一つの力になっていくんじゃないかと思っています。そういった観点で評価をいただきたいというふうに思っております。

また、協定書の見直しとしては、先ほど申し上げたように、町にとって不利な条項については見直しを図っておきます。先日、沼田社長とも面会しまして、見直しをしていきたいということで申し入れをしております。

また、入札の方法につきましては、指名委員会等で議論されるものですので、この場で私のほうから答えることは差し控えたいと思います。

○議長（小唄 孝君） ここで午後1時15分まで休憩いたします。

午後、再開前に議会運営委員会を開催しますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

午後は、8番河原井大介君の一般質問、2回目の質問から入ります。

午前 11時58分休憩

---

午後 1時14分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番河原井大介議員の2回目の質問から入ります。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 先ほど答弁いただきました。

ちょっとここで確認したいんですが、別に鹿島アントラーズの話聞いたわけじゃない



んです。それは2年前の着工時点のときに、そういった感情的な話というか、そういう状況があったという話はもう十分聞いています。治安がよくなったとか、そういう問題を乗り越えた上で着工までこぎつけて、そこでスタートをしているわけなんです。その議論じゃないんです、私が言っているのは。

つまり、この1年間、昨年1月の下旬からスタートしたホーリーホックとの関係性の中で、幾つかの疑義が生じている協定書の中身であったり、まさに随意契約の問題であった選考委員会を通す前に、昨年度はある程度決まっていた内容については、ちゃんと情報開示しながら選考委員会、当初と話し合いをしながらやるのかどうかという質問をしているわけです。それはもういいです。そこ、逆に言えば。選考委員会で決めるというので、私が議論を挟むことではないので結構なんですけど、結局その協定書、疑義が生じている部分ということなんですけれども、どの部分を具体的に直すのか。いつもは協定書、何かばーっとつくって、それから資料が出てくるので、全て後追いなんです。何が問題だとか、これ、1年間を通して何が問題だったのか、今、先ほど協定書に際して疑義があるものに対しては調整していくという話だったので、具体的にその部分、ちょっと教えてください。

それと鹿島アントラーズが云々かんぬんとか、県が事業でつくったのかもしれませんが、その話じゃなくて、私は城里町の七会中学校の跡地である町民センターの今後の利活用、きょうの今まで4億円の公金をもう投入している中において、真面目に真剣に、本気で地域おこしをするのかどうかということを知っているんですよ。

だから、先ほど賃貸ビジネスじゃないかと言ったのは、家賃収入を、だってビジネスの形態としては今、確かに確立はされていると思いますよ。それが少ない、多い、つまりA面、B面の、校舎側のA面が例えばホーリーホックの占有地域だとすれば、その部分について貸し出しをすることによって800万が入っているから、経済効果という数字には入っているけれどもとか、細かいことはいいです。いずれにしても、そういった形の賃貸ビジネスというか、そういう形態をとっているのかななんていうふうに思ってしまうぐらいのそういった形でつくられているものなんです。でも、本当はそうじゃないですよ。本当はそうじゃないんです。

七会の中学校が跡地になって寂しくなってしまうから、何とか地域を守りたい。もしくは、先ほど来お話しさせていただきませうけれども、移住定住をするための魅力発信事業でありたい。もしくはスポーツ事業として日本一、初めての日本初のケースだから、スポーツのまちとしてやっていきたい。と同時に、先ほど経済効果を出しておきながら、経済効果を余り意識していないんだよということの話があったんですが、そうじゃないんですよ。町長、この1期目の選挙のときに当選したときに、一丁目一番地は企業誘致、企業誘致ということで、この全体として民間の活力を使って何とかしようという話は当初からあったんです。これはいろんな場所でお話はされたんです。それがうまくいっていないんじゃないですかという確認作業をしているだけなんです。

だから、いけないとか悪いとかじゃなくて、経済効果をつくったならば、この指標のとおり、どこまで全力で合わせていけるのかという町長の心意気というか、思いというのを確認させてくださいと言っているだけなんです。

だから、鹿島アントラーズはいいんです。七会の町民センターの話をしているんです。と同時に、この契約だったり、協定書だったり、民間を入れる、例えばもう一番最初のころの話ですよ、ホーリーホックさんはベトナムのメッシがいるから、ベトナムと仲よく交流しながら海外に城里町を発信していきたい、それをお手伝いさせていただきたいというふうに6月の段階で、もう2年前になりますか、随分前ですけども、そういう話もあったり、だから、皆さん興味を持って楽しみを持って、ホーリーホックが来ることに反対しているとか、そういうことじゃないんです、議会の理解が欲しいとかそういうことじゃないんです。もう入って実際、活動して1年たつんです。

だから、協定書の見直しだったり、さまざまな課題や問題があらわれるというのは当たり前のことだし、社会一般的に言えば当然なんですよ。だから、どういうところを直すんですか。どういうふうにしてうまくやっていくんですか。じゃ、これからの利活用、本気度、その本気度ですよ、城里町のこの利活用の本気度をどのように今度、1年間勉強したので、次の来年度に向けて、ホーリーホックがJ1に上がるだけじゃなくて、城里町がまさにJ1に上がるというか、ホーリーホック自体がトップリーグに上がっていかなくちゃいけないわけですよ。その心意気を町長、答えてください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

協定書については、相手もあることなので、ここの文言をこういうふうに修正したいと私が言ってしまうと、それは相手に手の内が見えてしまうことにもなりますし、ちょっとこの場でそういうことを言わないほうが町のためにもいいんじゃないかと思うんですが、いろんな協定書がありますが、町にとって有利な部分は残しておいて、町にとってこれはちょっと不利で、もうちょっとこういうふうにしたほうが町として有利になるなというような条文があったら、そこは町が有利なように表現や文言を書きかえるようにしていきたいなというふうに思っております。

それから、アツマーレの魅力的な活用法ということと、あと鹿島アントラーズじゃなくてホーリーホックがどうかということなんです、まずホーリーホックのことなんですけれども、たしか二、三年前です、ホーリーホックを誘致すると言ったときに、たしかホーリーホックが19位とか20位にいて、反対されている方からJ3に落ちるような球団を誘致して何考えているんですかというふうに言われたのを今でもよく覚えております。今、実際にアツマーレができてみて、過去最高の順位とか、過去最高の勝ち点で来年からJ1昇

格が現実的な目標として見えてきたというような評価を受けてきているわけですが、もちろんJ1に行くだけが全てではありませんが、もし本当に行くことができたなら、それは彼らの夢でもあります、彼らにとっての目標でもあるかとは思いますが、城里町民にとっても大変誇らしいことではないかと思えます。もちろん、その表の立役者が選手や監督であったとしたら、裏側でそれを可能にしたのは、城里町としての判断あるいは応援があったからこそ彼らをそういう舞台に立たせることができたということで、そういったことについて町の行政あるいは議員だけでなく、町民の皆さんとともにそういった誇りというか、そういったものを分かち合える、そういう日が来たらいいなというふうには思います。

そういった精神的なことも申し上げましたが、具体的に目先での活用法の改善ではあるんですが、アツマーレについては、オープン当初は本当にイベントでの利用しかなかったんですが、グラウンドの一般利用が着実に増えてきております。グラウンドゴルフチームや常北中学校のサッカー部は最近では月1回ペースでアツマーレで練習するようになってきております。先日は常北サッカー少年団が主催するサッカー大会も行われましたし、さらに利用頻度を増やしていただこうというふうに思っております。利用者は本当に感激しております、もちろん城里町のサッカー少年だけではなくて、対戦相手と呼ばれた少年たちから見ても、城里町は非常に憧れの場所といいますか、すばらしいサッカーグラウンドで決勝戦をアツマーレでできるというのは誇らしいということで、町に対するブランドイメージというのも高まっているのではないかというふうに思っております。

こうしたホーリーホックの練習を見たりとか、ホーリーホックを応援することにとどまらず、地域の住民や少年、あるいはサッカーだけではなくて、ほかの利用も含めたスポーツ利用をさらに活性化していくことで、まさしく人が集まる活性化の拠点アツマーレとしての機能が高まっていくのではないかというふうに思っております。

また、ホーリーホックともさらに協議を進めなければなりません、今いろんなサッカーイベントをやっているときに、それと物販事業の連携がまだまだ甘い面もあるかと思っております。11月24日にホーリーホックのファン感謝関係のイベントがあって数百人集まっております、私も15分ぐらい、帰り、お土産品の販売を開発公社と一緒に手伝って、一緒にやったんですが、本当に15分で1万円、2万円、あっという間にお土産を売ることができましたけれども、そういうのもまだまだ、どういう商品を置いておいたら売れるのか、いつ売ったらいいのか、どういう態勢だと効果的に売れるのかといった、そういった売る側の態勢がまだまだ不十分なところがありますので、先日、開発公社の理事会でも来年の売上目標として、アツマーレ関係で今年より大幅に増やしていくという目標を開発公社の現場サイドでも計画を立てておりますので、毎年アツマーレでの物販事業を成長させていきたいというふうに思っております。

以上、アツマーレについてであります、スポーツ、交流の場としてさらに一般利用を推進していくということと、経済事業として物販事業やバーベキュー事業の利用の促進に

さらに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） なるほど。そういうことなんですね。

相手が民間企業ですから、手の内を見せないでそういった交渉内容とかはお示ししないということなんですけど、じゃ、逆に我々が例えば交渉の内容について、こういったところ必要じゃないかというご提言を申し上げる場所はどこにあるのでしょうか。要は、そこを確認したいと思います。別に表じゃなくて、水面下でその話を提言させていただける場所があるかどうか、まず確認させていただきます。

2つ目になんですが、いずれにしても先ほど来、物販活動だったり、うまくやっていく、調整していく、頑張っていくんだというんですが、そもそも論としてなんですけれども、僕も先ほど言いましたけれども、物すごい要素が最初の段階で夢が広がっちゃって、企業誘致であり、観光ビジョンであり、文化的な活動の場としてのビジョンであり、スポーツの競技場所であり、何というんですか、開発公社がお土産コーナーで売るとか、体育館は誰々が使うとか、町民がどんどん使う、役所の機能も入っている、トレーニング施設も入っている、さまざまな要素が入っているものなんですね。

それに対して、最初の段階でそういう話をわっと広げたというところがありますので、先ほどの精神論も含めてですが、そこはそれで重々きちっとその方向性というのはあると思うんですが、だから、本当の意味で、これどういうふうに持っていくのかということなんです。だから、全部やるのは無理なんですね、きっと、ばらけちゃうから。全部やるには、それだけのヒト・モノ・カネをどのように配置し、戦略的なビジョンがなければできないんです。現段階で、じゃ誰が担当してやっているのでしょうか、戦略的に、この。

じゃ、水戸ホーリーホックに使わせてあげる賃貸ビジネス的な感じを継続しているということじゃなくて、入っていただくことによって民間の活力を生かして城里町が発展するんだということを常々今まで言ってきたわけですから、それを、じゃ誰がやっているのか、いつ、どこで、誰が、何を、どのように決めてやっていらっしゃるのかということが必要なんです。それは多分お持ちじゃないと思うんです、その思いは。現段階ではそのビジョンが明確に定まっていないと思います。なぜならば、1年間たってさまざまな諸問題の課題の中で、そこの目の前の対応に一生懸命やってきた部分もあるからだと思います。ただ、1年経過した中で、もうそろそろ観光ビジョンなのか、ビジネス展開をするのか、スポーツをやるのか、それは全部やるとは言うんですけれども、それだとこの経済効果にたどり着けないんです、経済効果の試算を出しているけれども。

だから、出しちゃっている以上は、公約にも1億円の経済効果があるよって言う以上は、それじゃここに近づけるためにどれだけの努力をしなきゃいけないか。めちゃく

ちゃ努力しなきゃいけないんですよ、この数字って。この下の部分については、これは専門家の意見も私も聞いて言っているんですけども、そこは少し置いておいて、ここの上の部分、この部分については、じゃ飲食とかファンサービスとか、どういったふうになるのかとか、ある程度の数値を出せる人が、やはり戦略的なビジョンが必要だというふうに思っています。

いずれにしましても、2点確認しますけれども、こういったさまざまな諸問題や協定書が問題になったときに、じゃ誰にどのようにお話しして、その受け皿はどこに、ここの役所にあるのかお聞きします。

と同時に、これからのビジョンについてもう一度、先ほど言っている話はわかるんですけども、そうじゃなくて、その経済効果というものの試算を出している以上は、責任を持ってそこに近づけるだけのビジョンを、じゃ誰がこれから担っていくのかというのは考えていращやるのか。考えていないなら考えていないで結構なんですけど、考えているのであれば、明確にその部分を教えてください。そうしないと、いつまでたっても変わっていかないし、この方向性がただクラブハウスとしての位置づけだけになってしまう。本来の目的は、クラブハウス以上に城里町の知名度を上げていくということもあったし、ベトナムまで行こうという話もあった。だから、そういう話をトータル的にもう一度考えられる話し合いの場所をつくる気があるのかどうかというのを確認させていただきます。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

多岐のご提案があったかと思えます。

まず、アツマーレ等について、さまざまなご意見を承る窓口としては、七会町民センターはまちづくり戦略課が所管しておりますので、まちづくり戦略課長ないし私のほうにさまざまなご提案をいただければお伺いしたいというふうに思っております。ただ実際に、その契約の交渉と過程とかは、やはり執行部と当事者間でやることで、その場に議員の方が同席したいとか、条文の文言について個別にご相談するということは恐らく難しいかと思えますので、ご提案はご提案としていただければ、それを受けとめて、その実際の交渉というのは執行部とその当事者、どういうふうに妥結できるかというのは交渉していくものだというふうに思っております。

アツマーレについて、城里町の知名度としては、かなり既に大きな貢献を間々されているというふうに思えます。毎回、試合の前日にはアツマーレでこういうことが行われているということで、新聞記事等で必ず報道されておりますし、Kスタという名前をつけるためにケーズデンキが2,000万払ったということですから、試合結果のときにKスタというその文字が出るために、年間ネーミングライツとして2,000万ぐらいが実際に支出されているわけですけども、アツマーレという名前もかなりの頻度でいろんなメディアに出てきておりますから、2,000万の価値があるかどうかはわかりませんが、かなりの経済的価

値を宣伝効果としては生んでいる施設ではないかなというふうに思います。恐らく城里町に立地する施設の中で最もたくさん報道されている施設名がアツマーレではないかと、それについては間違いはないのではないかなというふうに思っております。

施設の運営方針であります。大胆な変更を行うことも大事ですが、一度立てた方針をしっかりと着実に毎年改善しながら続けていくということも大事だというふうに思っております。この施設、ホーリーホックのクラブハウス機能と同時に、地域住民がスポーツに親しむ場としてグラウンドが整備されているわけですから、その地域住民の利用の促進というところは、1年目不十分だったところがありますので、きっちりと拡大していきたいというふうに思っております。

さまざまな機能を有するアツマーレですが、私この前、先ほどのご答弁でも11月24日、行ってみたという話をしましたが、その日などはまさしく狙ったとおりの人が出ている日だったと思います。グラウンドを見ると、ホーリーホックのファン感謝のイベントをやって数百人の人が来ていると。一方で、バーベキュー場を見ると、地元の子供会がバーベキューをやっていて、数十人がバーベキュー場で子供会主催でバーベキューをやっていて、その後、バーベキューが終わった後、子供会は体育館に移動して、体育館で遊んでいると。庁舎のほうを見ますと、スクエアステップとかいろいろな文化講座をやっていて、庁舎のほうは庁舎のほうで公民館活動をやっていて、人が出ていると。トレーニングルームにも人がいて、何人かトレーニングしているということで、まさしく当初この施設が狙ったとおりにスポーツを核として多様な人間がここに来て、そして交流するというか、そういった単品でないというんですか、サッカーだけじゃなくて、さまざまな活動をする目的を持った人が一カ所に集まってくるという、その施設のコンセプトが11月24日、行った日は、まさしく実現されているように見えたんですが、ただその日だけじゃなくて、そういったにぎわいを見せているような日がたくさんあるように、これからも利用を促進していきたいというふうに思っております。そのための改善の提案は受けとめていきたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ありがとうございます。

いずれにしても交渉についてはお任せいたしますが、ご提案、提言させていただく部分については、まちづくり戦略課を通してお話しさせていただければというふうに思っています。と同時に、時間の都合で、利活用についてちょっと言及したかったんですが、また後ほど次回の機会にとしていきたいと思っております。

いずれにしても、こういった内容に含めて町民の方々にわかりやすい、病院にしてもそう、移住定住にしてもそう、今回のホーリーホックに特にそうなんです。どんどん情報開示しながら、どういうものが求められて必要なのか、それを再認識しながら全力で

しみじみとした政策を町長に行っていただくよう心よりお願い申し上げながら、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で8番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

続いて、通告第3号、7番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可いたします。

7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 一般質問に先立ちまして、資料の配付を、議長、お願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（小唄 孝君） はい。許可します。

○7番（三村孝信君） じゃ、お願いします。

〔資料配付〕

○7番（三村孝信君） それでは、通告によりまず一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、小松地区の41ヘクタールと表記しましたが、資料を見ましたところ40ヘクタールということですので、40ヘクタールとして訂正して質問をさせていただきます。

40ヘクタールの町有地の現況と今後の利用計画について、町長の考えを尋ねたいと思います。この土地に関しましては、3町村が合併する前に旧常北町が国から購入した山林であります。

お配りしました資料の中の公園墓地整備計画跡地の事業経過概要というのをごらんになっていただければと思うんですが、まず事業の構想としては、大事なところをかいつまんで読みます。

平成8年3月、構想スタート。常北町第3次総合計画後期基本計画としてスタートしています。平成11年に用地買収。これは国有林であります。その後、平成14年3月に開発行為の許可がおりております。その後、同年12月、オオタカの営業を確認。それにより面積と基数の変更ということが行われております。平成15年3月、町長が事業採算性から事業休止を表明。ここに出てくる町長というのが、私が就任していたときであります。その後、平成18年5月に用途指定変更。平成20年9月、町長が財政逼迫から事業中止を表明。これは合併後であり、ここに出てくる町長というのは金長町長であります。平成21年5月に事業廃止届けをして、平成21年11月に借入金返済の完了を見ております。その後、平成26年1月27日、ソラリアントジャパン株式会社より町長へ太陽光発電計画事業説明とあります。ここに出てくる町長というのが阿久津藤男前町長になります。平成26年5月に公有財産払い下げにかかわる覚書書を締結しまして、平成26年10月20日、町長が事業者へ太陽光発電計画の中止の意向を伝達と。ここに出てくる町長は現町長の上遠野町長であります。

というように、構想スタートのときの町長から数えますと5人の町長がかかわっているということでもあります。

その後、この40ヘクタールの土地の管理状況についてお尋ねしたいと。

それから、2点目として、この15年近く塩漬けにされている町有地ではありますが、今後の利用計画を町長は持っているのか。

その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、7番三村議員のご質問に回答させていただきます。

ご質問としましては、合併前に旧常北町が国から購入した山林40ヘクタールの管理状況についてであります。町有林として地域の自然環境と調和を図り、町で維持管理を行っております。維持管理を行っておりますとしておりますが、特にお金をかけてということではなくて、自然な森として維持されているということでございます。特に財政的に負担が生じているわけではございません、維持管理に関してですが。

次に、当時、墓地開発が計画されていましたが、その後、塩漬けになっているが、今後の利用目的はということでございますが、平成14年度にオオタカの営巣が確認されたことにより、当初開発希望5.5ヘクタールまで縮小することが検討され、その結果、事業採算が確保できないとの判断に至り、事業を休止し、その後、中止されております。平成25年度から26年にかけては、メガソーラー発電の建設計画書が提出され、関係機関と協議を行いましたが、広大な森林伐採を行う開発によって台風などの自然災害等の出水懸念、あるいは、そもそも事業の実現可能性について懸念もございましたため、事業者には反対の意向を伝えております。その後、事業者は撤退をしております。

今後の利用計画でございますが、現在、具体的な企業からの買い入れの申し込みとか、そういったことはございませんので、今後、企業誘致、売却等も含めて積極的にPRしてまいりたいと考えております。今のところは問い合わせがあったら答えるというところですが、売却ないし進出可能な用地としてしっかりと常に公表していきたいというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 先ほどの資料の裏面をごらんになっていただきたいんですが、そこに事業費、それから返済実績というのがあると思います。

細かい数字は個々には見ていきませんが、町民の税金がこれだけ投下されているわけですよ。大きな数字だけ見ると、事業費として9億4,000万近いお金が。また、支払利息だけでも5,000万と。これ計算してみたら、かなり高い利息で借りていますよね。リーマンショック前の非常に高い利息で借りていて、それを返したということなんですね。返済実績というのがありますが、その中で合計9億5,000万近い金額を返しているわけです。

これだけの町民のお金、町のお金が投下されたわけでありますから、積極的に利用を図



っていかなければならないのかなというふうに思っています。これは町長だけの問題ではないし、我々議会もこの問題に対しては提言をしていきたいと思っております。

私がこの問題を今回、改めて取り上げたのは、この購入、それから開発、中止も含めて、この経緯を知る職員がほとんどいなくなってきたということです。一番若い職員で今年退職した大貫総務課長でしたね。議員でも、この案件にかかわったのは議長、それから鯉渕議員と私ということで、もう3人になったということであります。そういうことから、この問題を風化させないで、しっかりと責任を持って今後も取り組んでいくということで、改めて町長をお願いをしたわけでありまして。よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、第2の質問に移らせていただきます。

石塚小学校の放課後児童クラブの跡地についてお尋ねしたいと思ひます。

2019年3月に閉園を予定しています常北幼稚園へ放課後児童クラブを移す計画があると聞いております。その計画についてもお尋ねしたいんですが、と同時に、この畜連跡地の利用、それをどのように考えているかをお尋ねいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、答えさせていただきます。

畜連跡地に関する質問であります。石塚開放学級、放課後児童クラブの施設については、老朽化が進んでいるため、できるだけ早い時期に改善を図りたいというふうに考えております。既に10月の議会で予算を認めていただいておりますが、今年度中に放課後児童クラブ施設整備検討委員会を設置して、児童がよりよい環境で活動できる施設整備のための検討をしていく予定となっております。仮に現在の場所で建てかえるにしても、取り壊すためには一旦ほかの場所で運営していかなければなりませんので、その場合、常北幼稚園跡に放課後児童クラブを移動するという事を考えなければならないというふうに思っております。

放課後児童クラブの整備方針については、施設整備検討委員会で審議された意見を踏まえて決定することになりますが、畜連跡地のもとの場所に建てかえにより準備するというのも選択肢の一つになると思っております。

結果としては、一度、現在の放課後児童クラブは更地にした上で跡地利用の検討をすることになりますが、現段階では、放課後児童クラブ関連施設以外の具体的な案は畜連跡地の利用についてはございません。場所等、条件もよく、大きな面積の土地でありますので、当該土地の有効活用については引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小坏 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 答弁ありがとうございました。

かなりプレハブ2棟、建っていますが、恐らく築15年以上過ぎている建物じゃないかと思ひまして、非常に夏暑く、冬寒いということですので、ぜひ、建てかえるにしても、もう少し環境をよくしてあげてほしいなと思ひます。

また、あの跡地についても、ほかの児童クラブだけというんじゃなく、あれだけの広大な土地、町有地を、非常に条件のいいところにあるわけですから、有効的な活用をしてほしいと思ひます。

この話をすると、あそこは石塚小の駐車場に使っているからだめだよという話をよくするんですが、大体あんな広い駐車場を持っている小学校がどこにあるのかと思うんですよ。水戸市の常磐小だろうが、みんな3キロ圏内の親は自転車で来ますよね。当然それは子供たちが歩いている距離なんですから、駐車場に使うからあそこは空き地にしておくんだというのは、なかなか聞けない話なんです。その辺は教育委員会も含めて、ぜひ検討してください。

続いて、もう1点、失礼しました。

それから、ちょっと踏み込んだ質問になりますが、放課後児童クラブは今、民間に委託というような流れがあるわけですが、町長はそういったことに関しては、現時点ではどのようなお考えをお持ちかお尋ねします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

引き続き回答させていただきます。

放課後児童クラブ事業につきましては、社会福祉法人等が行う場合も自己施設で、自分でその土地や建物を所有しなければならないという規制があるため、学校施設や公共施設を使う場合は社会福祉法人等に委託せず、町のほうで父兄等からなる放課後児童クラブの指導員を雇いまして運営をお願いするというような形態をとっているわけでありまして。もし今後、石塚小学校の放課後児童クラブを民間にお願いするという際には、建物や土地等を売却ないし譲渡して、施設の所有権を変えた上で民間に運営をお願いするというような所有権の移転を行わなければ、今の時点ではいけないのかなというふうに思っております。ただ放課後児童クラブの人員基準について、最近見直しの報道が行われるなど、基準については制度が動いておりますので、ひょっとしたら何年か後には自己所有の、もし規制が外れれば、そういった心配をすることなく民間にお任せができる時が来るかもしれませんので、国の政策動向等もよく注視していきたいと考えております。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

3番目なんですが、町の魅力発信へスポーツを活用してはいかがかというご提案です。

ここに配付しました資料の中に、城里タウンサイクリングマップというのがございます。非常によくできた地図でありまして、大変好評を博しているものであります。十数キロのコースから70キロ近いコースということで、本格的なサイクリングまで楽しめるということです。

平成29年5月1日に自転車活用推進法案というのが国のほうで可決、施行されております。法案の趣旨としては、極めて身近な交通手段である自転車の活用が交通環境、健康増進等において重要な課題であることに鑑み、自転車活用推進議員連盟の提言、平成25年12月20日なんですが、提言を踏まえ、法律化にふさわしいものであって、直ちに実行し得る事項を推進法案としたということです。この基本方針の中に、自転車専用道路、自転車専用通行帯を整備、それから路外駐車場の整備、シェアサイクル、また観光旅客の来訪促進と地域活性化ということが挙げられています。特に今回、基本方針の中でも観光と、それから来訪促進、地域活性化という面に関して提案をしたいと思っております。

そこで、城里町の環境を考えてみると、なだらかな霞ヶ浦のようなコースが非常に家族連れのサイクリストには好評かもしれませんが、ある程度本格的なロードレースや、そういったサイクリストにとっては物足りない。やはり坂があり、山があり、そういう起伏に富んだコースが好ましいということです。この城里のサイクリングマップは、そういう点ではバラエティーに富んだ非常にいいコースが設定されています。そういう中、町長が誘致してきましたシクロクロスも毎年、町内で開催されています。

そういうことから、城里町を自転車活用の先進地にしてはいかがかというように、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

自転車活用に関するご質問でした。

ホロルの湯など町の主要観光施設を起点・経由し、城里町全域を対象として主要な観光施設を紹介することで、町内のみならず、町外からの来訪者を図ることや、あわせて町民の方々の健康増進に寄与することを目的として作成された城里町サイクリングマップに好意的な評価をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回、配付していただきました城里町サイクリングマップですが、水戸市内の主要な自転車専門店等でも置かれておりまして、自転車愛好家の方たちが城里町でサイクリングを楽しむ一つのきっかけとなっております。完全な人数は把握しておりませんが、ホロルの湯でも営業時間前から自転車を積んで駐車場に来られる方がいらっしやいまして、ホロル

の湯に車をとめて、自転車で町内をサイクリングした後、ホロルの湯をご利用いただいている利用者の方も増えてきているように理解しております。

さて、自転車活用推進促進法や同法に基づく自転車活用推進計画が平成30年6月8日に閣議決定されたことから、国・県でも今後さまざまな自転車活用に関する施策が展開されていくものと予想されております。

平成30年5月16日に県央地域首長懇話会を通じて、大井川知事に県央地域における新たな茨城県総合計画に関する要望をお伝えする場がございましたが、城里町長として出席しまして、観光立県の目玉として県央地区に日本一のサイクリングエリアの推進をしていただきたいというふうに知事に要望をしております。具体的には、那珂川沿い堤防河川敷等を利用し、用地買収をせずに自転車専用道を整備していただきたい、太平洋潤沼から那珂川沿いのすばらしい景色を生かしたサイクリングロードの整備を検討して、行っていただきたいというようなことを知事に対して要望をしております。霞ヶ浦のりんりんロードもすばらしいですが、ぜひ大洗から那珂川をずっとサイクリングで自転車で上ってきて、道の駅かつらまで、ところどころ堤防が切れたり、サイクリングロードが切れたりしているんですが、そういう切れたところをつないでいただいて、海から道の駅かつらまで自転車で行って帰れる、そういうような自転車道路ができれば、途中で少し桜川を上って千波湖のほうを回れば、偕楽園にも行けますし、茨城県を代表するようなすばらしい自転車道路になるかと思っております。

町としても、これからも継続的に県知事要望等の場では、町からの重点要望として茨城県で一番のサイクリングロードを県央地区にということをお願いしていきたいというふうに思いますので、議員各位もそれぞれの場で県等への要望活動をしていただければありがたいというふうに思っております。

さて、町としても自転車競技の一つであるシクロクロス大会が定着し、地域活性化へ寄与していることなどの情勢を生かして、町としても自転車活用の推進をしていきたいと思っております。今後もさまざまな施策を模索してまいります。一つの考えとして、観光施策の一環として開発公社でレンタサイクル等の整備、レンタサイクル等の事業の検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 私が言う前に、レンタサイクルということ町長のほうから言ってくれたので、非常にありがたいと思っております。

議会だよりの一番後ろに、あの質問はどうなったというのを見たことがあると思うんですけども、私はこの質問を何と毎年やっているんですよ。今回3回目で町長のほうからレンタサイクルを考えているということなので、今度は予算を落とさないでくださいよ。ぜひレンタサイクルといっても、前にかごがあるようなのじゃだめなので、せめてクロス

バイクぐらいのやつを用意してほしいなと思っています。

聞くとところによると、町長はラグビーだけじゃなくてトライアスロンもやっていたと、誰も見たことはないんですが。そういうことを聞きましたので、非常に自転車に対して理解があるんだと思って、ぜひ率先してスポーツバイクで登庁する、そういう姿を町民にも見せて、みずから先頭に立って自転車の魅力発信、そして城里町の活性化にこれからも貢献していただければと思います。

以上で質問を終わりにします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小坏 孝君） 以上で7番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

---

### 散会の宣告

○議長（小坏 孝君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす6日はから10日までは議案調査及び議事整理のため休会とし、11日は午後2時に議場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに時間厳守の上、議員控室にご参集くださいますようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時03分散会